

1 1 月 教育長 教育行政報告

令和 4 年

- 1 0 月 2 6 日 (水) 第 2 回滋賀県内教育研究所協議会
- 2 7 日 (木) 岡村吉造様より自著寄贈図書受取
- 2 8 日 (金) 全国へき地教育研究大会近畿ブロック大会 (京都府亀岡市)
- 3 0 日 (日) ~ 1 1 月 1 日 (火)
 - 滋賀県都市教育委員会連絡協議会県外研修 (長崎県長崎市)
 - (第 2 ブロック市町村教育委員会研究協議会)
- 1 1 月 2 日 (水) 第 1 4 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 3 日 (木) 多羅尾小学校全校オペレッタ発表会
- 5 日 (土) 2 0 2 2 第 3 6 回あいの土山マラソン大会開会式
- 6 日 (日) 2 0 2 2 第 3 6 回あいの土山マラソン大会
- 7 日 (月) 令和 5 年度教職員人事異動方針説明会
- 8 日 (火) 第 2 5 回水口町秋季ゲートボール大会開会式
- 9 日 (水) 第 1 9 回 B & G 全国教育長会議
- 1 0 日 (木) 第 5 回甲賀市議会臨時会
- 1 1 日 (金) 人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 1 日)
- 1 2 日 (土) 甲賀市ウォーキングリーダー養成講習会
第一大戸川橋梁重要文化財指定記念講演会
甲賀市スポーツ少年団研修大会・表彰式
- 1 3 日 (日) 甲賀市総合防災訓練
第 4 3 回かふか合唱祭
- 1 4 日 (月) 第 6 回校務運営等協議会
第 2 回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 1 5 日 (火) 部長会議
人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 2 日)
滋賀県中学校長会全員研修会
- 1 6 日 (水) 第 1 6 回甲賀市小中連合音楽会
第 1 5 回甲賀市教育委員会定例会

令和 5 年(2023 年)甲賀市 20 歳のつどい【開催要項】

1. 趣旨 20 歳の新成人を招き、新しい人生の門出を祝福し、将来を激励するとともに、一人ひとりが次代の地域社会を担う新成人としての自覚を新たにしてい
ただく機会として開催する。
また、民法改正による成年年齢引き下げに伴い、式典名を『甲賀市 20 歳の
つどい』とする。
2. 主催 甲賀市、甲賀市教育委員会、甲賀市 20 歳のつどい実行委員会
3. 日時 令和 5 年 1 月 8 日(日)
開 場 13:00～
第一部 記念式典 14:00～14:30
第二部 記念イベント～新成人のつどい～
14:40～15:30
4. 会場 社会的距離の確保など 3 密回避のため、以下の 3 会場で分散開催とする
(1) あいこうか市民ホール(ホール)
(2) 碧水ホール(ホール)
(3) 甲南情報交流センター(ホール)
※出身中学校別に会場を指定する
※各会場想定利用人数は別紙のとおり
5. 対象 平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日に生まれた方で、下記のいづれ
かに該当する方
1. 甲賀市に住民登録がある方
2. 現在、甲賀市に住民登録はしていないが、甲賀市内の学校に通ったこ
とがある方、甲賀市内にお勤めの方で、甲賀市 20 歳のつどいへの参
加を希望する方
※参考：甲賀市住民登録数(令和 4 年 9 月 1 日現在)
男性 506 名 女性 459 名 合計 965 名
6. 日程 第一部 記念式典
開 式
国歌斉唱

市民憲章唱和
市長式辞
来賓祝辞
来賓紹介
主催者紹介
新成人誓いのことば
閉 式

第二部 記念イベント～新成人のつどい～

お楽しみ抽選会【各会場で実施】

(新成人による、新成人のための運試し企画)

7. 来賓 滋賀県議会議員、甲賀市議会議員、甲賀市地域区長会代表、甲賀市民生委員
児童委員協議会連合会長、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会長、甲賀市青
少年育成市民会議会長 (全員あいこうか市民ホールに参列)
8. 運営
- ・メイン会場とするあいこうか市民ホールにて主催者・来賓出席のもと記念式典を開催し、記念式典の様子を他会場にライブ配信する
 - ・各会場の運営は甲賀市・甲賀市教育委員会事務局職員及び20歳のつどい実行委員(新成人の各会場サポートメンバー含む)、会場施設管理者にて担うこととし、ライブ配信等は専門業者に委託する
 - ・来賓案内は例年どおりとするが、登壇者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り少人数で配置する
 - ・第二部については各会場で実施する
9. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- ・3会場での分散開催(3密防止)
 - ・当日発熱や風邪の症状がある場合は参加を認めない
 - ・マスク着用の徹底(飛沫感染防止)
 - ・入場前の検温、手指の消毒
 - ・座席の間隔を空ける(身体的距離の確保)

※対象者には事前に案内通知を発送し、当日持参することで受付時の密集を防ぐ
※防止対策については、事前に広報やホームページにおいて広く周知するとともに、20歳のつどい実行委員のSNSを活用して周知を行う

※新型コロナウイルス感染者の発生状況やイベントの開催自粛、施設の使用制限等の状況に応じた開催方法の変更や中止の判断基準を別途定めるものとする

【別紙】

令和5年（2023年）甲賀市20歳のつどい〈各会場想定人数〉

会場名	集客可能人数	対象校	参加想定人数(※1)
あいこうか市民ホール	772席	水口中学校 水口東中学校 土山中学校 その他(※2)	374人
碧水ホール	432席	城山中学校 信楽中学校	233人
甲南情報交流センター	525席	甲賀中学校 甲南中学校	231人
			838人

※1：参加想定人数は、令和4年9月1日現在の住民登録数と生徒数（水口東中）を基に算出した参加対象者の約8割（近年の参加率参考）に想定

※2：その他は、市立以外の中学校卒業生及び中学卒業後に甲賀市へ移住された方

史跡紫香楽宮跡（宮町地区）第 1 期整備計画について

史跡紫香楽宮跡（宮町地区）の史跡公園整備については、令和 3 年 10 月 29 日に行った文化庁との協議で、次の 2 点の回答を得ていた。

①発掘調査報告書が完成していないため、整備の協議には応じられない。

②報告書第 1 分冊が完成した時点で、段階的な整備の協議は可能である。

今般、報告書第 1 分冊の完成に見通しが立ったため、段階的な第 1 期整備について令和 4 年 10 月 19 日に再度、文化庁と協議を行った。

その結果と今後の見通しについて報告する。

1. 文化庁協議の結果（令和 4 年 10 月 19 日協議）

◆第 1 期整備の方向性は文化庁の了解を得た。

○宮町地区の水田 2 筆の公園整備（図 1 の A 地区）

整備方法（図 2）：西脇殿の表示など

報告書第 1 分冊：令和 4 年度中に原稿完成 令和 5 年度当初に印刷

具体的な整備手法と現状変更の許可：今後、文化庁と詳細協議

○将来的な本格整備に向けたケーススタディとしての位置づけ

地域による史跡の活用を図り、長期目線での活動を促進

◆第 2 期整備は全 3 冊の報告書完成後

○3 冊の報告書完成後に国庫補助事業による本整備の計画策定

○宮町地区の整備方針を具体的に検討

2. 今後の進め方

◆宮町区への報告

12 月の区の定例会議で報告予定

◆調査整備委員会への報告および整備内容の検討

正・副委員長に事前協議のうえ、委員会にて整備の詳細内容を協議

（令和 5 年 2 月開催予定）

◆第 1 期整備の実施工程 合併特例債事業として実施

令和 4 年度 1 月 設計業務発注

令和 5～6 年度 公園整備

3. 今後のスケジュール

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
第1期整備	計画設計	→						
	工事		→					
第2期整備					→ 計画策定		→ 整備	
史跡公園活用					● 活用開始			
発掘調査報告書 (宮町地区)	第1分冊	→ 原稿作	→ 印刷					
	第2分冊		→ 原稿作成	→ 印刷				
	第3分冊			→ 原稿作成	→ 印刷			
史跡紫香楽宮跡総括報告書					→ 原稿作成		→ 印刷	

- ◆ 令和7年度から史跡公園の活用を開始
 - 第2期整備の実施に向けて、地域の機運を高める。
- ◆ 第2期整備は、報告書第3分冊完成後に計画策定
 - 図3に示したイメージを目指す。

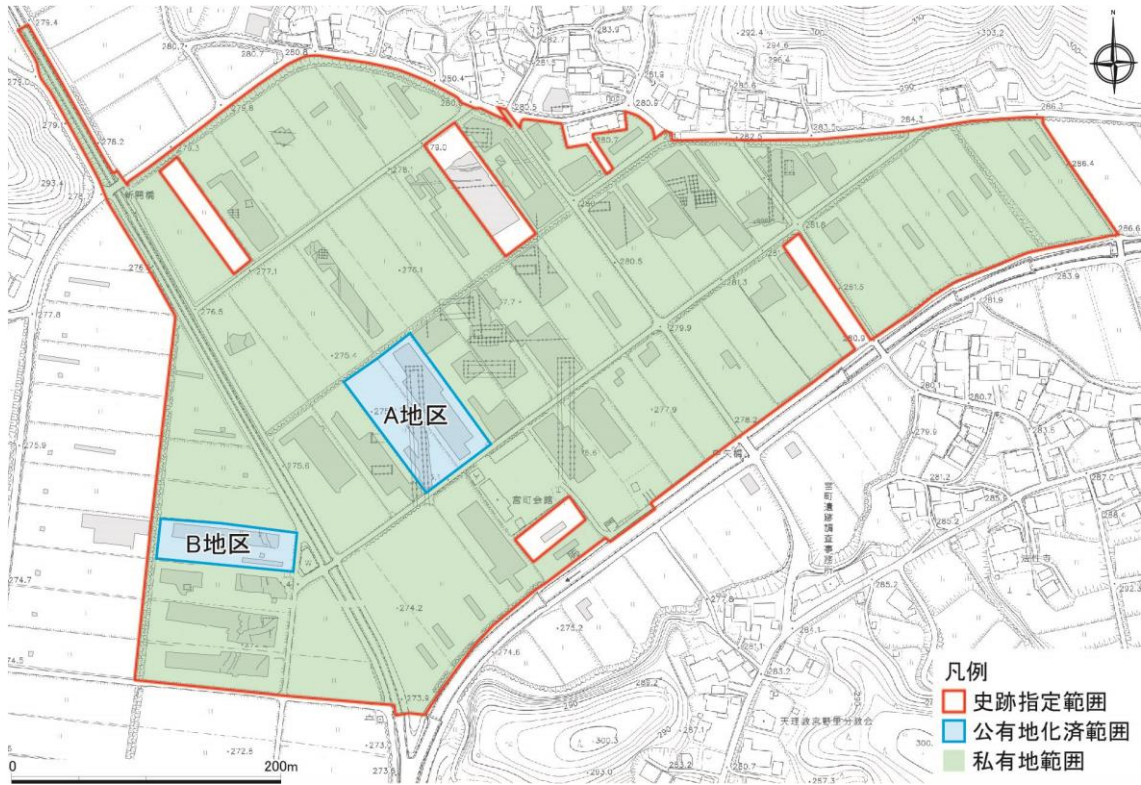


図1 第1期整備実施位置 A地区が対象

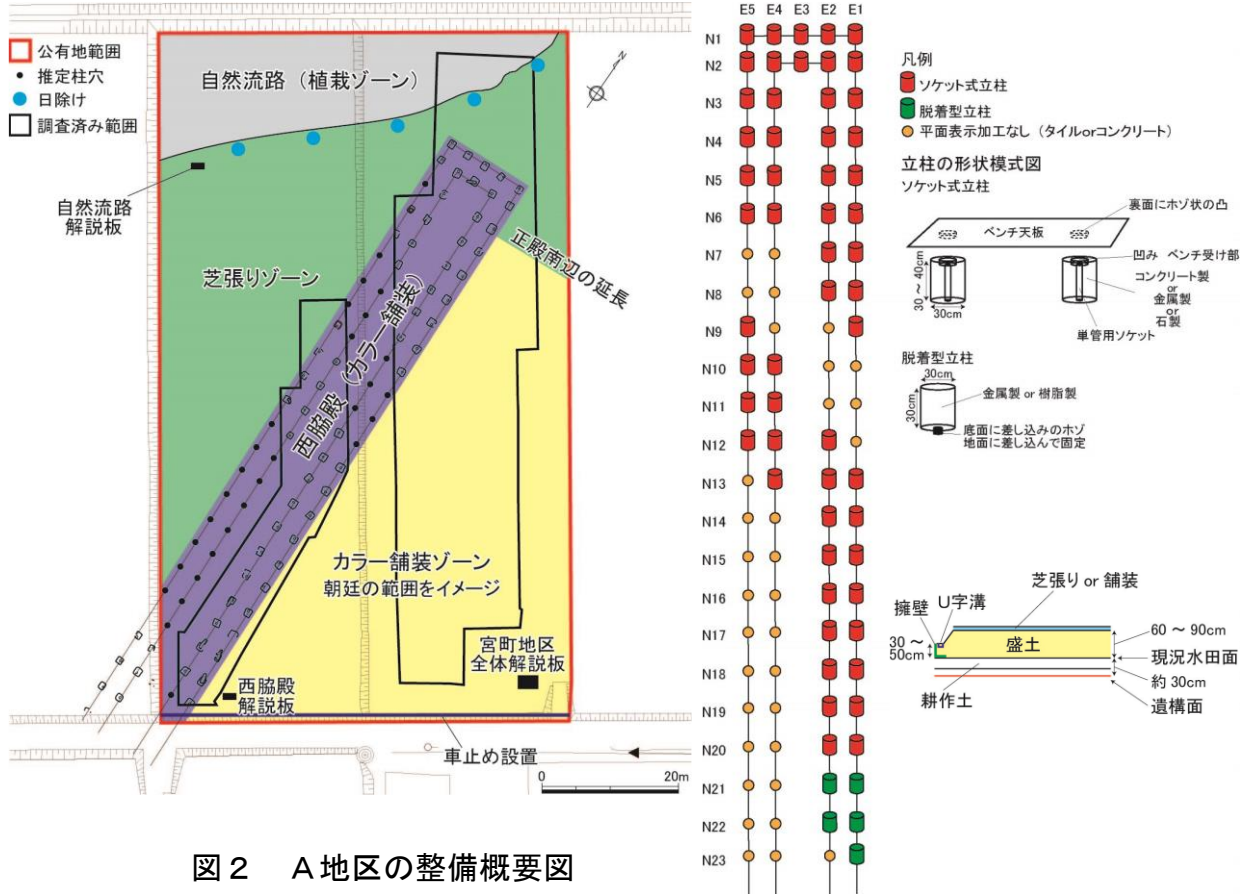


図2 A地区の整備概要図

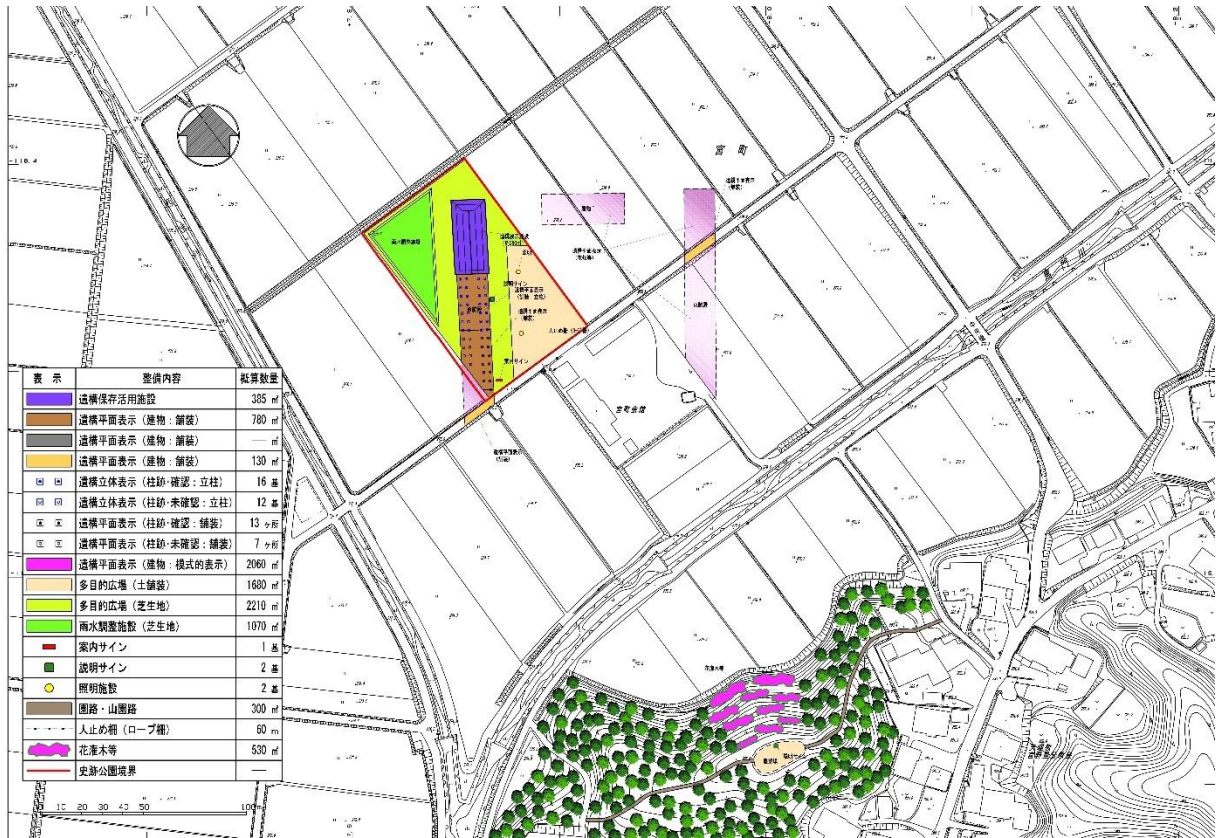


図3 第2期整備のイメージ

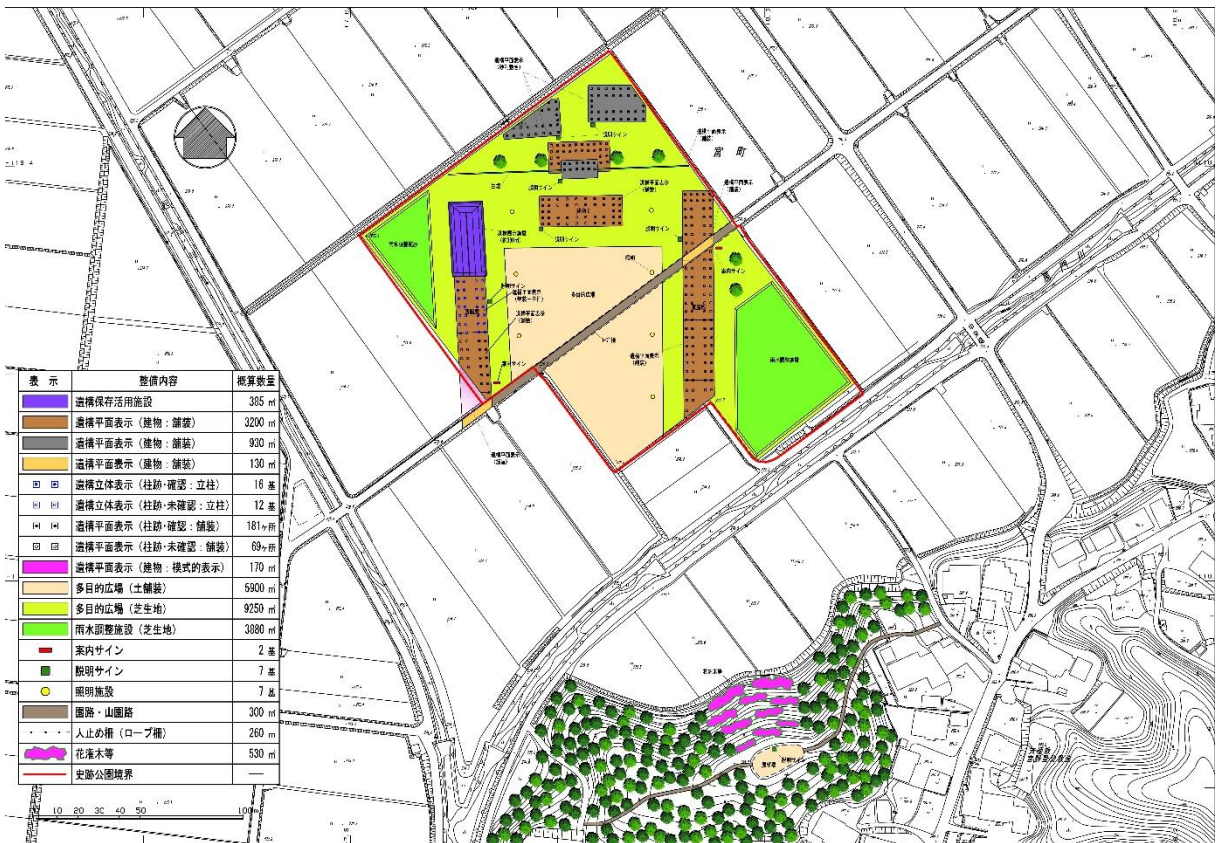


図4 整備の長期的イメージ

議案第 6 4 号

令和 4 年第 6 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 16 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

令和4年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会
の意見聴取について

令和4年第6回甲賀市議会定例会（12月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和4年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例一部改正

(1) 公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第84号》

「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づき使用料の見直しを図るため、関係条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第64号 別紙2参照」

(2) 甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第87号》

都市公園施設について、施設の用途廃止及び使用料の改定を行うため、条例の一部を改正するもの

※詳細は「議案第64号 別紙3参照」

2 補正予算案件

(1) 令和4年度甲賀市一般会計補正予算（第8号）

《甲賀市議会 議案第90号》

（第1表） 歳入 12,006千円 歳出 55,810千円

歳入

教育費国庫補助金（社会教育費国庫補助金）	204千円
国宝重要文化財等保存整備費補助金	204千円
教育費県補助金（社会教育費県補助金）	102千円
文化財保存事業補助金	102千円
教育費寄附金（小中学校費寄附金）	200千円
教育振興寄附金	200千円
教育債（合併特例事業債）	41,100千円

	史跡整備事業	9,900 千円
	公民館施設整備事業	31,200 千円
教育債（公共施設等適正管理推進事業債）		△29,600 千円
	公民館施設整備事業	△29,600 千円

合計 12,006 千円

歳出

都市計画費		400 千円
公園費	公園施設管理運営経費	400 千円
教育総務費		△19,555 千円
事務局費	職員給与費	△15,635 千円
教育振興費	学校教育振興事業	△3,920 千円
小学校費		13,938 千円
小学校管理費	職員給与費	738 千円
	小学校施設管理運営経費	13,000 千円
教育振興費	小学校教育振興事業	200 千円
中学校費		2,145 千円
中学校管理費	中学校施設管理運営経費	6,100 千円
教育振興費	中学生国際交流事業	△3,955 千円
社会教育費		27,174 千円
社会教育総務費	職員給与費	10,113 千円
公民館費	職員給与費	7,302 千円
	公民館管理運営経費	3,368 千円
図書館費	職員給与費	7,082 千円
	図書館管理運営経費	8,494 千円
文化財保護費	職員給与費	△10,803 千円
	文化財保護調査普及事業	408 千円
文化振興事業費	文化振興施設管理運営経費	3,710 千円
	文化振興推進事業	△2,500 千円

保健体育費		31,708 千円
保健体育総務費	職員給与費	13,417 千円
学校給食費	職員給与費	1,091 千円
	学校給食センター管理運営経費	17,200 千円

合計 55,810 千円

(第2表) 繰越明許費補正

(追加)

教育費	社会教育費	紫香楽宮跡史跡整備事業	10,500 千円
-----	-------	-------------	-----------

(第3表) 債務負担行為補正

(追加)

水口中央公民館整備事業	令和4年度から 令和6年度まで	1,420,000 千円
-------------	--------------------	--------------

(第4表) 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
史跡整備事業	千円 9,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金、地方公共団 体金融機構資金及び公 益財団法人滋賀県市町 村振興協会資金につい ては、その融資条件に より、銀行その他の場 合にはその債権者と協 定するものによる。た だし、市財政の都合に より据置期間及び償還 期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。

(変更)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公民館施設整備事業	216,300 千円	217,900 千円

3 その他案件

(1) 契約の締結につき議決を求めることについて

《甲賀市議会 議案第105号》

土山中学校長寿命化改良（1期）工事について、【大宝柊木株式会社 代表取締役社長 山口和弘】と573,430,000円で工事請負契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

※契約議決内容は「議案第64号 別紙4参照」

議案第 8 4 号

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀市かふか生涯学習館条例の一部改正)

第12条 甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	区分	1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
学習室（1室につき）	1室	300	600
活動室（小）	1室	200	400
活動室（大）（1室につき）	1室	300	600
	1 / 2室	200	400
研修室	1室	700	1,400
	2 / 3室	500	1,000
	1 / 3室	300	600

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市公民館条例の一部改正)

第13条 甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600
	視聴覚室	300	600
	調理室	400	800
	講義室	300	600
	研修室	500	1,000
	鹿深ホール	700	1,400
伴谷公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
柏木公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	団体室	300	600
	集会室	500	1,000
貴生川公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600

	集会室	500	1,000
岩上公民館	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	学習室	300	600
	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在

勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。
- 4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。
- 5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

（甲賀市お茶のみホール条例の一部改正）

第14条 甲賀市お茶のみホール条例（平成16年甲賀市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めたときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この

表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第15条 甲賀市歴史民俗資料館条例(平成16年甲賀市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2項中「第7条」の次に、「中の「市長」」、「第8条」の次に「中」を加え、「規定の適用については」を削除する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条、第11条関係)

施設名	1人当たり金額(円)
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

備考

1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、18歳未満の者及び高校生は無料とする。

2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。

(甲賀市旧水口図書館条例の一部改正)

第16条 甲賀市旧水口図書館条例(平成16年甲賀市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

施設名	1時間当たり金額(円)
-----	-------------

	市内	市外
1 階	3 0 0	6 0 0
2 階	5 0 0	1, 0 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市東海道伝馬館条例の一部改正)

第17条 甲賀市東海道伝馬館条例（平成16年甲賀市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
体験工房	2 0 0	4 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

(甲賀市甲南青少年研修センター条例の一部改正)

第18条 甲賀市甲南青少年研修センター条例(平成16年甲賀市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 宿泊を伴う場合

施設名	区分	1泊1人当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	中学生以下	500	1,000
	その他	1,000	2,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。
- 5 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 6 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名		1 時間あたり金額 (円)	
		市内	市外
研修室 (和室)	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000
ホール		500	1,000
調理室		300	600

備考

- 1 の表備考 1 から 4 までの規定は、この表において準用する。
- 2 利用時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、1 時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市スポーツ施設条例の一部改正)

第 19 条 甲賀市スポーツ施設条例 (平成 16 年甲賀市条例第 170 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 15 条第 2 項中「第 10 条及び第 12 条」を「第 12 条及び第 13 条第 2 項」に、「第 13 条第 2 項」を「第 10 条」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 9 条、第 16 条関係)

1 体育館

施設名		区分	1 時間あたり金額 (円)	
			市内	市外
アリ	水口体育館	1 面	500	1,000
一ナ	岩上体育館	1 / 2 面	300	600

	土山体育館 甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館 信楽体育館			
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	300	600
照明 設備	水口体育館	1面	1,500	
	土山体育館	1 / 2面	800	
	信楽体育館	1面	1,000	
		1 / 2面	500	
	岩上体育館	1面	600	
	甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館	1 / 2面	300	
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	400	
	冷暖	水口体育館	1面	1,000
房設 備	水口体育館武道場	1面	400	

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000
		1 / 2面	300	600
照明設備	土山室内運動場	1面	1,000	
		1 / 2面	500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
グラ ウン ド	土山運動場	1面	500	1,000
	甲南グラウンド	1 / 2面	300	600
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	700	1,400
		1 / 2面	400	800
照明 設備	土山運動場	1面	1,000	
	甲南グラウンド	1面	2,000	
		1 / 2面	1,000	
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	3,000	
		2 / 3面 使用	2,000	
		1 / 2面	1,500	

		使用	
--	--	----	--

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額（円）	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備	600	
人工芝コート	甲南中央運動公園	600	1,200
	信楽テニスコート		
	照明設備	400	
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備	600	
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800
	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センター	会議室	400	800

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、

同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切1時間当たり	10,000	20,000

備考

- 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。
- 2 貸切の規定については、別に定める。

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり（円）	回数券（円）	定期券（円）		
				1月	3月	6月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海洋センター	小中学生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000

備考

- 1 「幼児」とは、未就学児を、「小中学生等」とは、小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とは、それ以外の者をいう。
- 2 「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時30

分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分まで)のそれぞれをいう。

(甲賀市立学校施設開放条例の一部改正)

第20条 甲賀市立学校施設開放条例(平成16年甲賀市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第10条関係)

施設名	区分		金額(円)
体育館	1時間 当たり	1面	200(信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあっては、100)
		1/2面	100(信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあっては、50)
格技場(水口中学校)		1面	200
		1/2面	100
会議室その他教室		1室	100
グラウンド		1面	100
		1/2面	50
室内温水プール(信楽中学校)	1回 当たり	幼児	100
		小中学生等	300
		一般	500
	回数券	幼児	1,000
		小中学生等	3,000
		一般	5,000

トレーニングルーム（信楽中学校）		1 回当 たり	一般	3 0 0
		回数券		3, 0 0 0
照明設 備	体育館	1 時間 当たり	1 面	4 0 0
	格技場		1 / 2 面	2 0 0
	グラウンド		1 面	6 0 0
			1 / 2 面	3 0 0

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、1 時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 2 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは、未就学児を、「小中学生等」とは、小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とは、それ以外の者をいう。
- 4 「1 回」とは、午後（午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで）又は夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）のそれぞれをいう。
- 5 回数券は、1 組で 1 1 枚とする。

（甲賀市甲南ふれあいの館条例の一部改正）

第 2 1 条 甲賀市甲南ふれあいの館条例（平成 1 6 年甲賀市条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

施設名	1 時間当たり金額（円）	
	市内	市外
研修室（和室）	4 0 0	8 0 0
実習室	4 0 0	8 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。
- 6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部改正）

第27条 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例（平成18年甲賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
練習室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市民文化ホール条例の一部改正)

第30条 甲賀市民文化ホール条例(平成21年甲賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第17条関係)

1 施設

施設名		区分時間当たり金額(円)						
		区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
あ い こ う	ホール(舞台)	平日	16,000	26,000	34,000	42,000	60,000	76,000
		休日等	24,000	39,000	51,000	63,000	90,000	114,000
か 市 民 ホ ル	和室	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900
一 ル	練習室1	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600

練習室 2	平日	1, 700	2, 100	2, 100	3, 800	4, 200	5, 900	
	休日等	2, 100	2, 400	2, 400	4, 500	4, 800	6, 900	
練習室 3	平日	2, 800	3, 700	3, 700	6, 500	7, 400	10, 200	
	休日等	3, 000	3, 900	3, 900	6, 900	7, 800	10, 800	
展示室	全室	平日	4, 700	5, 800	—	10, 500	—	—
		休日等	5, 800	6, 800	—	12, 600	—	—
	1 / 2 使用	平日	2, 800	3, 500	—	6, 300	—	—
		休日等	3, 500	4, 100	—	7, 600	—	—
碧水ホール	ホール（舞台）	平日	7, 200	10, 800	14, 100	18, 000	24, 900	32, 100
	休日等	10, 800	16, 200	21, 200	27, 000	37, 400	48, 200	
練習室	平日	1, 200	1, 400	1, 400	2, 600	2, 800	4, 000	
	休日等	1, 400	1, 600	1, 600	3, 000	3, 200	4, 600	
会議室	平日	2, 100	2, 900	2, 900	5, 000	5, 800	7, 900	
	休日等	2, 600	3, 400	3, 400	6, 000	6, 800	9, 400	
展示コーナー	平日	—	—	—	—	—	1, 600	

	ナー							0
		休日等	—	—	—	—	—	1,600
あ い の 土	ホール（舞 台）	平日	7,200	10,800	14,100	18,000	24,900	32,100
		休日等	10,800	16,200	21,200	27,000	37,400	48,200
山 文 化 ホ ー ル	練習室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
甲 南 情 報	ホール（舞 台）	平日	6,900	9,700	11,000	16,600	20,800	27,700
		休日等	10,400	14,600	16,500	25,000	31,100	41,500
交 流 セ ン タ ー	レッスン 室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700

研修室	平日	1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 2 0 0	2, 4 0 0	3, 4 0 0
	休日等	1, 1 0 0	1, 3 0 0	1, 3 0 0	2, 4 0 0	2, 6 0 0	3, 7 0 0

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 利用に際し、1, 0 0 0円（甲賀市あいこうか市民ホールにあっては、2, 0 0 0円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額
 - (2) 利用に際し、1, 0 0 0円（甲賀市あいこうか市民ホールにあっては2, 0 0 0円）以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額
 - (3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用する場合の6日目以降 この表に定める使用料の5割に相当する額
- 3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合（以下「延長利用」という。）の使用料は、延長時間1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。）につき当該利用許可を受けた時間区分（午前午後の区分の場合は午後の区分とする。）の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外（午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。）の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。
- 4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は22時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホール

については1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター（以下3館を総称して「その他の館」という。）についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6 甲賀市甲南情報交流センター（ホールを除く。）については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 附帯設備（甲賀市あいこうか市民ホール）

設備名		区分	金額（円）
照明装置	フットライト	1式	400
	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ロアーホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
音響装置	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,100
	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200
	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200

	効果機材	1 台	5 0 0
	エレベーターマイク装置	1 式	2 0 0
	ポータブルワイヤレスアンプ	1 台	6 0 0
	持込機材	1 k w	1 0 0
映写機器 等	ビデオプロジェクター	1 台	1, 0 0 0
	スクリーン	1 台	5 0 0
	持込機材	1 k w	1 0 0
楽器等	ピアノ・フルコン（ホール）	1 台	2, 1 0 0
	ピアノ・アップライト（練習室）	1 台	1, 0 0 0
	指揮者台	1 台	1 0 0
	指揮者譜面台	1 台	1 0 0
大道具	演台・花台	1 式	2 0 0
	金屏風	1 双	1, 0 0 0
	松羽目	1 式	5 0 0
	竹羽目	1 式	1, 6 0 0
	所作台	1 式	1 0, 5 0 0
	平台	1 台	1 0 0
	緋毛せん	1 枚	2 0 0
	地がすり	1 枚	3, 1 0 0
	吊看板・立看板	1 枚	1 0 0
	反響板（天板ライトを含む。）	1 式	5, 2 0 0
その他	紗幕	1 枚	1, 6 0 0
	茶道具	1 式	3 0 0
	持込器具	1 k w	1 0 0

備考

- この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 1 の表備考第 2 項（第 3 号を除く。）、第 3 項及び第 4 項の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内にお

いて利用者に負担させることができる。

3 附帯設備（その他の館）

設備名	区分	金額（円）
照明設備	1 式	2, 1 0 0
音響設備	1 式	2, 1 0 0
映写設備	1 台	1, 0 0 0
舞台設備	1 式	1, 0 0 0
その他備品	1 式	1, 0 0 0
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
ピアノ・フルコン（あいの土山文化ホール）	1 台	5, 4 0 0
ピアノ・フルコン（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 台	2, 1 0 0
ピアノ・アップライト（碧水ホール練習室）	1 台	1, 0 0 0

備考 1 の表備考第 2 項（第 3 号を除く。）、第 3 項及び第 4 項の規定並びに 2 の表備考第 1 項及び第 3 項の規定は、この表において準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

- (1 2) 甲賀市かふか生涯学習館条例
- (1 3) 甲賀市公民館条例
- (1 4) 甲賀市お茶のみホール条例
- (1 5) 甲賀市歴史民俗資料館条例
- (1 6) 甲賀市旧水口図書館条例
- (1 7) 甲賀市東海道伝馬館条例
- (1 8) 甲賀市甲南青少年研修センター条例
- (1 9) 甲賀市スポーツ施設条例

- (2 0) 甲賀市立学校施設開放条例
- (2 1) 甲賀市甲南ふれあいの館条例
- (2 7) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例
- (3 0) 甲賀市民文化ホール条例

議案第84号参考資料

<第12条関係>

甲賀市かふか生涯学習館条例新旧対照表

改正案				現行																																										
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間あたり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室(1室につき)</td> <td>1室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>活動室(小)</td> <td>1室</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動室(大)(1室につき)</td> <td>1室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>1/2室</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>1室</td> <td>700</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>2/3室</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>1/3室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	1時間あたり金額(円)		市内	市外	学習室(1室につき)	1室	300	600	活動室(小)	1室	200	400	活動室(大)(1室につき)	1室	300	600	1/2室	200	400	研修室	1室	700	1,400	2/3室	500	1,000	1/3室	300	600	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間あたり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3学習室(1室につき)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>第4活動室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第5～7活動室(1室につき)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>研修室(全体)</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1時間あたり金額(円)	第1～3学習室(1室につき)	300	第4活動室	200	第5～7活動室(1室につき)	300	研修室(全体)	700
施設名	区分	1時間あたり金額(円)																																												
		市内	市外																																											
学習室(1室につき)	1室	300	600																																											
活動室(小)	1室	200	400																																											
活動室(大)(1室につき)	1室	300	600																																											
	1/2室	200	400																																											
研修室	1室	700	1,400																																											
	2/3室	500	1,000																																											
	1/3室	300	600																																											
区分	1時間あたり金額(円)																																													
第1～3学習室(1室につき)	300																																													
第4活動室	200																																													
第5～7活動室(1室につき)	300																																													
研修室(全体)	700																																													
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」</p>				<p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。</p>																																										

とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 第5～7活動室の2分の1、研修室の3分の1又は3分の2を利用する場合の使用料は、それぞれの割合に応じた額（10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。）を徴収する。

<第13条関係>

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案				現行																			
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額（円）</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水口中央公民館</td> <td>和室（1室につき）</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>				施設名		1時間当たり金額（円）		市内	市外	水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600	<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公民館名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th>1時間当たり金額（円）</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水口中央公民館</td> <td>和室（1室につき）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			公民館名	室名	1時間当たり金額（円）		水口中央公民館	和室（1室につき）	300
施設名		1時間当たり金額（円）																					
		市内	市外																				
水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600																				
公民館名	室名	1時間当たり金額（円）																					
水口中央公民館	和室（1室につき）	300																					

	視聴覚室	300	600
	調理室	400	800
	講義室	300	600
	研修室	500	1,000
	鹿深ホール	700	1,400
伴谷公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
柏木公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	団体室	300	600
	集会室	500	1,000
貴生川公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
岩上公民館	和室	300	600

	学習室 (1室につき)	300
	視聴覚室	300
	調理室	400
	講義室	300
	会議室 1	300
	会議室 2	300
	研修室	400
	鹿深ホール	700
伴谷公民館	和室 (1室につき)	300
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	大会議室	400
柏木公民館	和室 (1室につき)	200
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	団体室	300
	集会室	700
貴生川公民館	和室 (1室につき)	300
	学習室	300
	調理室	400
	会議室	300
	集会室	400
岩上公民館	和室 (1室につき)	200

	会議室	300	600				
	調理室	400	800		調理室		400
	学習室	300	600		学習室		200
	談話室	200	400		談話室		200
	ホール	500	1,000		ホール		400
土山中央公民館	会議室	200	400	土山中央公民館	会議室		200
	和室	300	600		和室		200
	実習室	300	600		実習室		300
	大集会室	500	1,000		大集会室		400
大野公民館	小会議室	200	400	大野公民館	小会議室		200
	和室	300	600		和室		300
	調理室	400	800		調理室		400
	大会議室	300	600		大会議室		300
山内公民館	会議室	200	400	山内公民館	会議室		200
	和室	300	600		和室		300
	調理室	400	800		調理室		400
	大会議室	300	600		大会議室		300
鮎河公民館	会議室	300	600	鮎河公民館	会議室		200
	調理室	300	600		調理室		300
	大会議室	450	900		大会議室		300
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400	多羅尾公民館	和室（1室につき）		200
	調理室	300	600		調理室		300
	研修室	200	400		研修室		200
	相談室	200	400		相談室		200
	大会議室	500	1,000		大会議室		400

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。
- 4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。
- 5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。
- 2 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表に掲げる使用料を準用する。
- 3 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表に掲げる甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。
- 4 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表に掲げる（2）信楽開発センター使用料を準用する。

<第14条関係>

甲賀市お茶のみホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を</p>

納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは _____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

施設	1時間あたり金額（円）
お茶のみホール	400

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

<第15条関係>

甲賀市歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案	現行
-----	----

得て、第5条に規定する開館時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

施設名	1人当たり金額(円)
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

得て、第5条に規定する開館時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

名称	区分	金額(円)	備考	
水口歴史民俗資料館	個人	大人	150	(1) 小人とは中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。 (2) 団体とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。 (3) 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。 (4) 両資料館共の入館料は、個人大人200円、個人小人100円とする。
		小人	80	
	団体	大人	100	
		小人	50	
水口城資料館	個人	大人	100	
		小人	50	
土山歴史民俗	常設展示	無料		
	企画・特別展示	市長がその都度別に		

備考	資料館		定める額		
	甲賀歴	個人	大人	200	大人とは16歳以上の者
	史民俗		小人	100	を、小人とは16歳未満6
	資料館		学生	150	歳までの者を、学生とは大
					学及び高等学校の学生、生
		団体	大人	150	徒又はこれらに準ずる者を
			小人	70	いう。
		学生	100	に入館を希望するもので、	
				引率者は20人に1人の割	
				合で無料とする。	
	注 学校教育、学術研究のため、教育委員会が特に必要と認めた場合は、入館料を免除することができる。				
<p>1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、18歳未満の者及び高校生は無料とする。</p> <p>2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。</p>					

<第16条関係>

甲賀市旧水口図書館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料)</p> <p>第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p>

別表（第10条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
1階	300	600
2階	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表（第10条関係）

使用区分 使用施設	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時まで
	1階	2階		
	500円	800円	1,000円	2,300円
	1,000円	1,200円	1,500円	3,700円

注 冷暖房設備を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。

<第17条関係>

甲賀市東海道伝馬館条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>(利用料)</p> <p>第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 536 1106 679"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要 	施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	体験工房	200	400	<p>(利用料)</p> <p>第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>東海道伝馬館利用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 536 2000 679"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>時間</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td></td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>市外居住者が利用するときの金額は、利用料の50%に相当する金額を加算して徴収する。</u></p>	室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00	体験工房		600円	800円
施設名		1時間当たり金額(円)															
	市内	市外															
体験工房	200	400															
室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00														
	体験工房		600円	800円													

する時間を含めたものとする。

5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第18条関係>

甲賀市甲南青少年研修センター条例新旧対照表

改正案				現行		
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 宿泊を伴う場合</p>				<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 宿泊を伴う場合</p>		
		<u>1泊1人当たり金額(円)</u>		<u>対象</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
		市内	市外			
<u>研修室(和室)</u>	<u>中学生以下</u>	500	1,000	<u>中学生以下</u>	<u>1泊1人当たり 500円</u>	<u>寝具使用料は含まない。13:00から翌日10:00まで。</u>
	<u>その他</u>	1,000	2,000	<u>その他</u>	<u>1泊1人当たり 1,000円</u>	<u>0まで。</u>
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額</p>				<p>備考</p> <p>1 <u>寝具1回当たりの使用料は、次のとおりとする。</u> <u>寝具 200円</u></p> <p>2 <u>市外の者が使用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とす</u></p>		

は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

5 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。

6 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名		1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000
ホール		500	1,000
調理室		300	600

備考

1 1の表備考1から4までの規定は、この表において準用する。

る。

3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 宿泊を伴わない場合

室名		時間	9:00~12:	13:00~1	17:00~2
			00	7:00	2:00
研修室 (和室)	さくら		900円	1,200円	1,500円
	さつき		900円	1,200円	1,500円
	もみじ		450円	600円	750円
	さざんか		450円	600円	750円
会議室			1,500円	2,000円	2,500円
ホール			1,200円	1,600円	2,000円
調理室			900円	1,200円	1,500円

備考

1 1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。

さくら及びさつき 1室につき 300円

もみじ及びさざんか 1室につき 150円

会議室 500円 ホール 400円

調理室 300円

2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 市外の者が利用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。

3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第19条関係>

甲賀市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、スポーツ施設の管理に関する次の各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) スポーツ施設の利用に関する業務</p> <p>(2) スポーツ施設の利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。）の収受に関する業務</p> <p>(3) スポーツ施設の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、スポーツ施設の管理に関する次の各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) スポーツ施設の利用に関する業務</p> <p>(2) スポーツ施設の利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。）の収受に関する業務</p> <p>(3) スポーツ施設の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</p>

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第12条及び第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第3（第9条、第16条関係）

1 体育館

施設名	区分	1時間当たりの金額(円)	
		市内	市外
アリ 水口体育館	1面	500	1,000
一ナ 岩上体育館	1/2面	300	600
土山体育館			
甲南体育館			
甲南B&G海洋センター体育館			
信楽体育館			
水口体育館武道場	1面	300	600
甲南B&G海洋センタートレーニング室			
照明 水口体育館	1面		1,500
設備 土山体育館	1/2面		800
信楽体育館	1面		1,000
	1/2面		500

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第10条及び第12条の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第3（第9条、第16条関係）

(1) 体育館

施設名	時間区分	金額(円)
アリ 水口体育館	8:30~12:30	1,400
一ナ 岩上体育館	13:00~17:00	1,800
土山体育館	17:30~19:30	1,200
土山室内運動場	20:00~22:00	1,200
甲南体育館		
甲南B&G海洋センター体育館		
信楽体育館		
武道 水口体育館	8:30~12:30	700
場	13:00~17:00	900
	17:30~19:30	600
	20:00~22:00	600
トレ 甲南B&G海洋センター	1時間当たり300円	
一ニ		
ング		

	岩上体育館	1面	600
	甲南体育館	1/2面	300
	甲南B&G海洋センター体育館		
	水口体育館武道場	1面	400
	甲南B&G海洋センタートレーニング室		
冷暖	水口体育館	1面	1,000
房施	水口体育館武道場	1面	400
設			

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

室		
トレ	水口体育館	1時間当たり200円
ーニ		
ング		
ルー		
ム		
多目	水口体育館	1時間当たり100円
的室		
1		
多目	水口体育館	1時間当たり200円
的室		
2		
会議	水口体育館	1時間当たり200円
室	土山体育館	
	甲南体育館	
	甲南B&G海洋センター	
	信楽体育館	

備考

- 1 アリーナの時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれを合計した金額とする。
- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表の金額の2倍とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額(円)	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000
		1/2面	300	600

3 アリーナの2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表の金額の2分の1の額とする。

4 利用者が利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、その額が1,000円以下の場合は2倍の額とし、1,000円を超える場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合の使用料は、30,000円を加算して得た額とする。

5 利用時間を超えて利用する場合は、1時間を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。

(1) 午前8時30分以前の場合は、午前8時30分から午後0時30分までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額

(2) 午後10時以降の場合は、午後8時から午後10時までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額

6 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 体育館設備

設備名		1時間あたり金額(円)
アリーナ照明設備	水口体育館、土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育館	1,000

照明設備	土山室内運動場	1面	1,000
		1/2面	500

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間当たり金額（円）	
			市内	市外
グラウンド	土山運動場	1面	500	1,000
	甲南グラウンド	1/2面	300	600
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	700	1,400
1/2面		400	800	
照明設備	土山運動場	1面	1,000	
	甲南グラウンド	1面	2,000	
		1/2面	1,000	
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	3,000	
		2/3面	2,000	
		使用		
	1/2面	1,500		
使用				

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、

	その他の体育館	600
武道場照明設備		400
アリーナ冷暖房設備		1,000
武道場冷暖房設備		400
多目的室冷暖房設備（1室につき）		200
会議室冷暖房設備		200

(3) 運動場

施設名		時間区分	金額（円）
グラウンド	土山運動場	8:30~12:30	1,000
	甲南グラウンド	13:00~17:00	1,400
		17:30~22:00	1,800
甲南中央運動公園サッカーグラウンド		8:30~12:30	2,400
		13:00~17:00	2,800
		17:30~22:00	3,600
甲南中央運動公園トレーニングハウス 1時間当たり200円			

備考 (1) 体育館の表備考の規定は、この表において準用する。

て、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額（円）	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備		600
人工芝コート	甲南中央運動公園		
	信楽テニスコート	600	1,200
	照明設備		400
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備		600
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備		400

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800

このとき、「アリーナ」は「グラウンド」に読み替えるものとする。

(4) 運動場照明設備

施設名	1時間当たり金額（円）
土山運動場	1,000
甲南グラウンド	全照明 2,000
	1/2照明 1,000
甲南中央運動公園サッカーグラウンド	全照明 3,000
	2/3照明 2,000
	1/2照明 1,500

(5) テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額（円）
土山テニスコート	クレーコート	200
	全天候コート	400

	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センタ		400	800
ニ	会議室		

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額(円)	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切1時間当たり	10,000	20,000

備考

1 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は

	照明設備	600
甲南中央運動公園テニスコート	人工芝コート	600
	照明設備	400
信楽テニスコート	人工芝コート	600
	照明設備	400

備考

- 1 使用料は、1面当たりの金額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。
- 3 (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表のコートの使用料において準用する。

(6) プール

施設	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1箇月	3箇月	6箇月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海洋セン	小中学	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	生等				0	0
ター	一般	500	5,000	7,500	20,000	37,500
					0	0

備考

1 幼児とは6歳未満の未就学児を、小中学生等とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、一般とはそれ以外の者をいう。

除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

2 貸切の規定については、別に定める。

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額(円)	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1月	3月	6月
甲賀B	幼児	100	=	=	=	=
&G海	小中学	300	3,000	4,500	12,000	22,500
洋セン	生等				0	0
ター	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000
					0	0

備考

1 「幼児」とは、未就学児を、「小中学生等」とは、小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とは、それ以外の者をいう。

2 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1

2 1回とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分まで)のそれぞれをいう。

(7) グラウンド・ゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額(円)
甲南グラウンド・ゴルフ場	200

備考 (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表において準用する。

			小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあっては、50)		グラウンド	500円	800円	用については、夜間の使用料額とする。 (2) 付帯施設の利用については、実費相当額を徴収する。 (3) 冷暖房設備を利用するときは、この表の定める額の5割に相当する金額を加算する。
格技場(水口中学校)		1面	200	伴谷小学校	体育館	800円	1,300円	
		1/2面	100		教室(1室につき)	300円	500円	
会議室その他教室		1室	100		グラウンド	500円	800円	
グラウンド		1面	100	伴谷東小学校	体育館	800円	1,300円	
		1/2面	50		教室(1室につき)	300円	500円	
室内温水プール(信楽中学校)	1回当たり	幼児	100		ランチルーム	3,000円	3,000円	
		小中学生等	300		グラウンド	500円	800円	
		一般	500	柏木小学校	体育館	800円	1,300円	
	回数券	幼児	1,000		教室(1室につき)	300円	500円	
		小中学生等	3,000		グラウンド	500円	800円	
		一般	5,000	貴生川小学校	体育館	800円	1,300円	
トレーニングルーム(信楽中学校)	1回当たり	一般	300		教室(1室につき)	300円	500円	
	回数券		3,000		グラウンド	500円	800円	
照明設備	1時間当たり	1面	400	綾野小学校	体育館	800円	1,300円	
		1/2面	200		教室(1室につき)	300円	500円	
		1面	600		グラウンド	500円	800円	
		1/2面	300	水口中学校	体育館	800円	1,300円	
					格技場	800円	1,300円	
					教室(1室につき)	300円	500円	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 2 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは、未就学児を、「小中学生等」とは、小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とは、それ以外の者をいう。
- 4 「1回」とは、午後（午後2時30分から午後5時30分まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれをいう。
- 5 回数券は、1組で11枚とする。

	き)		
	グラウンド	500円	800円
城山中学校	体育館	800円	1,300円
	教室（1室につき）	300円	500円
	グラウンド	500円	800円

学校名	施設の名称	昼間	夜間	備考	
		(午前8時30分から午後5時まで)	(午後5時30分から午後10時まで)		
土山小学校 大野小学校	屋内運動場（体育館）	1,000円	1,500円	土山小学校、大野小学校運動場 夜間照明を使用したときは、1時間につき1,000円を加算するものとする。ただし、夜間照明は午後5時30分から午後9時30分の利用とする。	
	教室（1室につき）	500円	800円		
	運動場	500円	800円		
土山中学校	屋内運動場（体育館）	1,000円	1,500円		
	教室（1室につき）	500円	800円		
	運動場	800円	1,000円		
学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考

		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	
大原小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	(1) 午前、午後、夜間をそれぞれ引き続き、利用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。 (2) 体育館、運動場の利用で照明設備を使用したときは、利用した時間1時間につき300円を加算して徴収する。
	教室	400円	600円	800円	
	運動場	500円	800円	1,000円	
油日小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	
	教室	400円	600円	800円	
	運動場	500円	800円	1,000円	
佐山小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	
	教室	400円	600円	800円	
	運動場	500円	800円	1,100円	
甲賀中学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	
	教室	400円	600円	800円	
	運動場	500円	800円	1,000円	

					(3) いず れの施設に あっても冷 暖房施設を 使用する場 合は、その 施設の使用 料の5割に 相当する金 額を加算し て徴収す る。また暖 房器具を使 用する場合 は使用した 時間1時間 につき20 0円を加算 して徴収す る。
学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考
		午前8時3 0分から正 午まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時か ら午後10 時まで	
		700円	800円	1,200	
甲南第一小	体育館				(1) 1時

学校				円	間当たりの
甲南第二小	運動場	1,000	1,200	1,500	使用料は次
学校		円	円	円	のとおりと
甲南第三小	会議室及び	200円	300円	500円	する。
学校	多目的教室				体育館 2
甲南中部小					00円
学校					ただし、
希望ヶ丘小					夜間の場
学校					合は25
甲南中学校					0円
					運動場 3
					00円
					会議室及び
					多目的教室
					100円
					(2) 競技
					場の2分の
					1以下の部
					分を利用す
					る場合にお
					ける使用料
					金は、規定
					の額の2分
					の1とす
					る。

						<p>ただし、甲南第二小学校体育館の使用料は、規定の額の2分の1とする。</p> <p>(3) 甲南第二小学校運動場の照明施設を使用する場合は、1時間当たり500円を徴収する。</p> <p>(4) その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させ</p>
--	--	--	--	--	--	---

ることができ
る。

学校名	施設の名称	利用時間			備考
		昼間	夜間	昼夜間	
信楽小学校	体育館				
朝宮小学校		200円	400円	600円	
雲井小学校	運動場	全日		半日	
小原小学校		200円		100円	
多羅尾小学校	家事室その他教室	全日		半日	
信楽中学校		200円		100円	

学校名	施設の名称	区分	金額(円)		備考
			1回当たり	回数券	
信楽中学校	室内温水	幼児	100	1,000	(1) 幼児とは6歳未満の未就学児を、小中学生等とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、一般とはそれ以外の者をいう。 (2) 1回とは、午後(午後2時30分から午後5時
	プール	小中学生	300	3,000	
		一般	500	5,000	
	トレーニングルーム	一般	300	3,000	

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。
- 6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

- 1 陶芸用焼成釜（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。
- 2 1時間当たりの使用料は、各1室につき400円とする。
- 3 市外の者が利用する場合における使用料は、規定の額の1.5倍とする。
- 4 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第27条関係>

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長 _____ は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表 (第8条関係)

施設名	1時間当たり金額 (円)	
	市内	市外
練習室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表 (第8条関係)

室名	1時間当たり金額 (円)
練習室	300

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

<第30条関係>

甲賀市民文化ホール条例新旧対照表

改正案								現行								
<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。</p> <p>別表(第10条、第17条関係)</p> <p><u>1 施設</u></p>								<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。</p> <p>別表(第10条、第17条関係)</p> <p><u>(1) 使用料</u></p>								
<u>施設名</u>		<u>区分時間当たり金額(円)</u>							<u>利用施設</u>		<u>区分時間当たり金額(円)</u>					
		<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>午前午後</u>	<u>午後夜間</u>				<u>全日</u>	<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>午前午後</u>
あ い こ	ホール(舞 台)	平日	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後1 0時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後1 0時まで	午前9 時から 午後1 0時まで	時間	9:00 ~1 2:00	13:00 ~1 7:00	18:00 ~2 2:00	9:00 ~1 7:00	13:00 ~2 2:00	9:00 ~2 2:00	
			16,000	26,000	34,000	42,000	60,000	76,000		12,000	24,000	32,000	36,000	56,000	68,000	
			00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00	00
		休日等	24,000	39,000	51,000	63,000	90,000	114,000								

う か 市 民 ホ ー ル	和室	平日	00	00	00	00	00	000
			1,70	2,10	2,10	3,80	4,20	5,90
		休日等	0	0	0	0	0	0
			2,10	2,40	2,40	4,50	4,80	6,90
		練習室1	平日	0	0	0	0	0
				1,20	1,40	1,40	2,60	2,80
	休日等		0	0	0	0	0	0
			1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60
	練習室2		平日	0	0	0	0	0
				1,70	2,10	2,10	3,80	4,20
		休日等	0	0	0	0	0	0
			2,10	2,40	2,40	4,50	4,80	6,90
		練習室3	平日	0	0	0	0	00
				2,80	3,70	3,70	6,50	7,40
	休日等		0	0	0	0	0	00
			3,00	3,90	3,90	6,90	7,80	10,8
	展示室		全室	0	0	—	10,5	—
				4,70	5,80	—	10,5	—
休日等		0	0	—	12,6	—		
		5,80	6,80	—	12,6	—		
1/2 使用		平日	0	0	—	6,30	—	
			2,80	3,50	—	6,30	—	
	休日等	0	0	—	7,60	—		
		3,50	4,10	—	7,60	—		

こ う か 市 民 ホ ー ル	和室	平日	00	00	00	00	000	
			1,60	2,00	2,00	3,60	4,00	5,60
		休日等	0	0	0	0	0	0
			2,00	2,30	2,30	4,30	4,60	6,60
		練習室1	平日	0	0	0	0	0
				1,10	1,30	1,30	2,40	2,60
	休日等		0	0	0	0	0	0
			1,30	1,50	1,50	2,80	3,00	4,30
	練習室2		平日	0	0	0	0	0
				1,60	2,00	2,00	3,60	4,00
		休日等	0	0	0	0	0	0
			2,00	2,30	2,30	4,30	4,60	6,60
		練習室3	平日	0	0	0	0	0
				2,70	3,50	3,50	6,20	7,00
	休日等		0	0	0	0	0	00
			2,90	3,70	3,70	6,60	7,40	10,3
	展示室		全室	0	0	—	10,0	—
				4,50	5,50	—	10,0	—
休日等		0	0	—	12,0	—		
		5,50	6,50	—	12,0	—		
1/2 使用		平日	0	0	—	6,00	—	
			2,70	3,30	—	6,00	—	
	休日等	0	0	—	7,20	—		
		3,30	3,90	—	7,20	—		

碧 水 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	7,200	10,800	14,100	18,000	24,900	32,100	
			0	00	00	00	00	00	
		休日等	10,800	16,200	21,200	27,000	37,400	48,200	
			00	00	00	00	00	00	
		練習室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
				0	0	0	0	0	0
	休日等		1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600	
			0	0	0	0	0	0	
	会議室	平日	2,100	2,900	2,900	5,000	5,800	7,900	
			0	0	0	0	0	0	
		休日等	2,600	3,400	3,400	6,000	6,800	9,400	
			0	0	0	0	0	0	
展示コーナ ー	平日	—	—	—	—	—	1,600		
		0					0		
	休日等	—	—	—	—	—	1,600		
		0					0		
あ い の 土 山 文 化 ホ ー	ホール（舞 台）	平日	7,200	10,800	14,100	18,000	24,900	32,100	
			0	00	00	00	00	00	
		休日等	10,800	16,200	21,200	27,000	37,400	48,200	
			00	00	00	00	00	00	
		練習室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
				0	0	0	0	0	0
	休日等		1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600	
			0	0	0	0	0	0	

碧 水 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	0	0	0	0	0		
			0	0	00	00	00	00	
		休日等	7,500	12,000	18,000	19,500	30,000	37,500	
			0	00	00	00	00	00	
		練習室	平日	9000	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0	0
	休日等		1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400	
			0	0	0	0	0	0	
	会議室	平日	4,000	5,500	5,500	9,500	11,000	15,000	
			0	0	0	0	00	00	
		休日等	5,000	6,500	6,500	11,500	13,000	18,000	
			0	0	0	00	00	00	
展示コーナ ー	平日	—	—	—	—	—	1,500		
		0					0		
	休日等	—	—	—	—	—	1,500		
		0					0		
あ い の 土 山 文 化 ホ ー	ホール（舞 台）	平日	5,000	8,000	12,000	13,000	20,000	25,000	
			0	0	00	00	00	00	
		休日等	7,500	12,000	18,000	19,500	30,000	37,500	
			0	00	00	00	00	00	
		練習室	平日	9000	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0	0
	休日等		1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400	
			0	0	0	0	0	0	

ル 甲 南 情 報 交 流 セ ン タ ー	ホール（舞 台）	平日	6,900	9,700	11,000	16,600	20,800	27,700
			0	0	00	00	00	00
		休日等	10,400	14,600	16,500	25,000	31,100	41,500
			00	00	00	00	00	00
	レッスン室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
			0	0	0	0	0	0
	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
			0	0	0	0	0	0

備考

1 この表中において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土

ル 甲 南 情 報 交 流 セ ン タ ー	ホール（舞 台）	平日	4,800	7,200	9,400	12,000	16,600	21,400
			0	0	0	00	00	00
		休日等	7,200	10,800	14,100	18,000	24,900	32,100
			0	00	00	00	00	00
	レッスン室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0

備考

1 この表中「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土

曜日をいう。

2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。

(1) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては、2,000円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額

(2) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円）以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額

(3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用する場合の6日目以降 この表に定める使用料の5割に相当する額

3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合（以下「延長利用」という。）の使用料は、延長時間1時間（1時間未満の端

曜日をいう。

2 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的（以下「宣伝目的等」という。）をもって催物を行う場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入場料等が1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円）を超えるとき、又は宣伝目的等のときは、その使用料の5割に相当する金額を加算した金額とする。

(2) 入場料等が1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円）以下のときは、その使用料の3割に相当する金額を加算した金額とする。

3 利用者が次の目的をもって利用する場合の使用料は、その5割に相当する額とする。ただし、前項に該当する場合は、この限りでない。

(1) ホールを舞台練習等に使用する場合

(2) ホール又は展示室を連続して6日以上使用する場合の6日目以降

4 利用の許可を受けた時間区分（以下「利用時間」という。）を延長して利用する場合（以下「延長利用」という。）の使用料は、

数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。）につき当該利用許可を受けた時間区分（午前午後の区分の場合は午後の区分とする。）の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外（午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。）の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は22時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター（以下3館を総称して「その他の館」という。）についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6及び7 （略）

2 付帯設備（甲賀市あいこうか市民ホール）

次のとおりとする。

(1) 延長利用できる時間は、1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 延長利用の使用料は、延長時間1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。）につき当該利用許可を受けた時間区分（午前午後の区分の場合は午後の区分とする。）の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外（午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。）の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては、1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター（以下3館を総称して「その他の館」という。）については、この表に定める_____5割に相当する金額を加算する。

6及び7 （略）

(2) 甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料

設備名		区分	金額 (円)
照明 装置	フットライト	1式	400
	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ローホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
	音響 装置	ホール拡声装置 (基本6ch)	1式
ホール拡声装置 (追加1ch)		1ch	500
ワイヤレスマイク装置		1ch	200
3点吊マイク装置		1式	300
録音・再生機器		1台	300
モニタースピーカー		1台	200
効果機材		1台	500
エレベーターマイク装置		1式	200
ポータブルワイヤレスアンプ		1台	600
持込機材	1kw	100	
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,000

種別	品名	単位	金額 (円)
照明 装置	フットライト	1式	400
	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,200
	シーリングスポットライト	1式	2,000
	アッパーホリゾンライト	1式	1,200
	ローホリゾンライト	1式	1,200
	フロントサイドスポットライト	1式	1,600
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
	追加スポットライト (1kw以下)	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,200
	持込機材	1kw	100
	音響 装置	ホール拡声装置 (基本6ch)	1式
ホール拡声装置 (追加1ch)		1ch	500
ワイヤレスマイク装置		1ch	200
3点吊マイク装置		1式	300
録音・再生機器		1台	300
モニタースピーカー		1台	200
効果機材		1台	500
エレベーターマイク装置		1式	200
ポータブルワイヤレスアンプ		1台	600
持込機材	1kw	100	
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,600

機器			
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン（ホール）	1台	2,100
等	ピアノ・アップライト（練習室）	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,600
	所作台	1式	10,500
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,100
	吊看板・立看板	1枚	100
	反響板（天板ライトを含む）	1式	5,200
その	紗幕	1枚	1,600
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 1の表 備考第2項（第3号を除く。）、第3項及び

機器	録画再生機器	1台	300
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン（ホール）	1台	3,000
等	ピアノ・アップライト（練習室）	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,500
	所作台	1式	10,000
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,000
	吊看板・立看板	1枚	100
	反響板（天板ライトを含む）	1式	5,000
その	紗幕	1枚	1,500
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- 上記の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- (1) 使用料の表備考第2項及び第4項

第4項の規定は、この表において準用する。

3 (略)

3 付帯設備 (その他の館)

設備名	区分	金額 (円)
照明設備	1 式	2, 1 0 0
音響設備	1 式	2, 1 0 0
映写設備	1 台	1, 0 0 0
舞台設備	1 式	1, 0 0 0
その他備品	1 式	1, 0 0 0
電動椅子 (碧水ホール・甲南情報交流センター)	1 式	2, 1 0 0
反響板 (あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター)	1 式	2, 1 0 0
ピアノ・フルコン (あいの土山文化ホール)	1 台	5, 4 0 0
ピアノ・フルコン (碧水ホール・甲南情報交流センター)	1 台	2, 1 0 0
ピアノ・アップライト (碧水ホール練習室)	1 台	1, 0 0 0

備考 1の表備考第2項(第3号を除く。)、第3項及び第4項の規定並びに2の表備考第1項及び第3項の規定は、この表において準用する。

_____の規定は、この表において準用する。

3 (略)

(3) その他の館の付帯設備使用料

付帯設備	単位	金額 (円)
照明設備	1 式	2, 0 0 0
音響設備	1 式	2, 0 0 0
映写設備	1 台	1, 0 0 0
舞台設備	1 式	1, 0 0 0
その他備品	1 式	1, 0 0 0
電動椅子 (碧水ホール・甲南情報交流センター)	1 式	2, 0 0 0
反響板 (あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター)	1 式	2, 0 0 0
ピアノ _____ (あいの土山文化ホール)	1 台	5, 2 0 0
ピアノ _____ (碧水ホール・甲南情報交流センター)	1 台	2, 0 0 0
エレクトーン	1 台	2, 0 0 0

備考

1 (1) 使用料の表備考第2項及び第4項の規定は、この表において準用する。

2 (2) 甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料の表備考第1項及び第3項の規定は、この表において準用する。

議案第87号

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例

甲賀市都市公園条例（平成16年甲賀市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
------------	--------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフコース」を削る。

別表第3中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
------------	--------	------------------	-----------------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフ」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条、第18条の2関係）

- 1 甲賀市水ロスポートの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名		区分		金額（円）	
				市内	市外
陸上 競 技 場	競技場	平日1時間当たり	貸切	2,000	4,000
		土日祝日1時間当たり	使用	2,500	5,000
		団体（10人以上）使用 1回当たり	共用 使用	2,000	4,000
		会議室	1回当たり	—	500
	ミーティング室	—	500	1,000	
	シャワー	—	100	100	
	指導員室	—	500	1,000	
	広告物の表示	1日当たり	—	2,000	4,000
	野 球 場	野球場	平日1時間当たり	—	1,500
土日祝日1時間当たり			—	2,250	4,500
スコアボード		1試合当たり	—	2,000	
照明設備		1時間当たり	1 / 2点 灯	5,000	
			全点 灯	10,000	
本部室		1回当たり	—	500	1,000
審判室				500	1,000
来賓室				500	1,000
控室（1室につき）	500			1,000	
会議室（1室につ	500			1,000	

	き)				
	記録放送室			500	1,000
	シャワー室（1室につき）			1,000	2,000
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グラウンド	平日1時間当たり	1面	1,500	3,000
			1 / 2面	1,000	2,000
	クレーグラウンド	土日祝日1時間当たり	1面	2,250	4,500
			1 / 2面	1,500	3,000
	照明設備	1時間当たり	1面	4,000	
	テ ニ ス コ ー ト	水ロススポーツの森 人工芝コート 野洲川河川公園ハ ードコート	1面1時間当たり	平日	600
土日				800	1,600
祝日					
1面		700			
	照明設備				

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目

的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

6 「貸切使用」とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、「共用使用」とは、利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を、「幼児」とは、未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水口スポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額（円）
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画（宿泊無し）		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
ロッジ	和室・ホール	宿泊	大人1泊1人当たり	1,500
		利用	小人1泊1人当たり	1,000
	時間	和室（1室につき）・ホールそれぞれ1時間当たり	200	

備考

- 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂（シャワー）の使用料を含む。
- 「大人」とは、高校生以上を、「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額（円）
自然館展示室	個人	大人1人	200
		小人1人	100
	団体	大人1人	150
		小人1人	70

備考

- 1 1の表備考4は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名		区分	1時間あたり金額 （円）
甲賀市鹿深 夢の森	夢の庭	午前9時から午後6時まで	1,000

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名		区分	1時間1面あたり金額（円）	
			市内	市外
ハードコート	甲賀市ひのきが 丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	—	700	
人工芝コート	甲賀市甲賀中央 公園	—	600	1,200
		照明設備	—	300
クレイコート	甲賀市甲賀中央 公園	—	300	600

	甲賀市柏木公園	—	150	300
--	---------	---	-----	-----

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分		1時間あたり金額（円）		
				市内	市外	
野球場	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	平日	1面	900	1,800	
		土日祝日	1面	1,000	2,000	
	甲賀市甲賀中央公園野 球場	—	1面	800	1,600	
		甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
			土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設 備	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	—	1面	700		
		甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	—	全点灯	2,400	
	—		1 / 2点 灯	1,800		

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名		区分		1時間あたり金額（円）	
				市内	市外
グラウ ンド	甲賀市甲賀中央公園多 目的グラウンド	—	1面	350	700
		—	1 / 2面	200	400
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場2	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
	甲賀市信楽運動公園屋 根付多目的広場	—	—	—	—
甲賀市柏木公園多目的 グラウンド	—	1面	500	1,000	
照明設	甲賀市信楽運動公園多	—	1面	1,800	

備	目的広場 2			
	甲賀市信楽運動公園屋		1 面	5 0 0
	根付多目的広場			

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名		区分	1 時間当たり金額 (円)	
			市内	市外
アリーナ	甲賀市甲賀中央公園	1 面	4 5 0	9 0 0
	体育館	1 / 2 面	3 0 0	6 0 0
照明設備	甲賀市甲賀中央公園	1 面		6 0 0
	体育館	1 / 2 面		3 0 0

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。

9 会議室

施設名		1 時間当たり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市甲賀中央公園	集会所	3 0 0	6 0 0
	レストハウス	3 0 0	6 0 0
	共同福祉センター研修室	3 0 0	6 0 0
	共同福祉センター大会議室	4 5 0	9 0 0
	共同福祉センター和室	2 0 0	4 0 0
甲賀市鹿深夢の森	甲賀匠の里作業室	3 0 0	6 0 0
	甲賀匠の里和室	2 5 0	5 0 0
	甲賀匠の里茶室	2 0 0	4 0 0

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考 2 中「使用料の額 (照明設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1 人 1 ラウンド当たり金額 (円)	
	市内	市外

甲賀市野洲川児童公園	200	400
------------	-----	-----

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 人工芝テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 全天候テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場 ターゲットバードゴルフコース

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで
(略)			

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
(略)			

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	人工芝テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	全天候テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

1 甲賀市水ロスポートの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名	区分		金額（円）		
			市内	市外	
陸上競技場	平日1時間 当たり	貸切使用	2,000	4,000	
			2,500	5,000	
		団体（10人以上）使用1回当たり	共用使用	2,000	4,000
				200	400
	会議室	1回当たり	＝	500	1,000
	ミーティング室		＝	500	1,000
	シャワー		＝	100	100
	指導員室		＝	500	1,000
	広告物の表示	1日当たり	＝	2,000	4,000
	野球場	平日1時間 当たり	＝	1,500	3,000

施設の名称	単位金額			備考
	区分	市内	市外	
甲賀市水ロスポートの森 陸上競技場	陸上競技場 内	平日1時間 当たり	2,000	4,000
		貸切使用	0円	0円
		土日祝日1時間 当たり	2,500	5,000
		土日祝日1時間 当たり	0円	0円

球 場		土日祝日1 時間当たり	二	2,250	4,500
	スコアボ ード	1試合当 たり	二		2,000
	照明設備	1時間当 たり	1/2点灯		5,000
			全点灯		10,000
	本部室	1回当 たり	二	500	1,000
	審判室			500	1,000
	来賓室			500	1,000
	控室(1室 につき)			500	1,000
	会議室(1 室につき)			500	1,000
	記録放送 室			500	1,000
シャワー 室(1室に つき)				1,000	2,000
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グ ラウンド		平日1時間 当たり	1面	1,500
	クレীগ ラウンド	平日1時間 当たり	1/2面	1,000	2,000
	照明設備	1時間当 たり	1面	2,250	4,500
			1/2面	1,500	3,000
テ	水ロスポ	1面1時間	平日	600	1,200

共 用 使 用	団 体 (1 0 人 以 上) 使 用 1 回 当 た り	2,000	4,000	児童・生徒は半額とす る。(幼児は無料)
		0円	0円	
	個 人 使 用 1 回 当	200 円	400 円	

ニ ス コ ー ト	一ツの森 人工芝コ ート	当たり	土日祝日	800	1,600
	野洲川河 川公園ハ ードコー ト				
	照明設備		1面		700

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 「貸切使用」とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、

	た り			
会議室	1 回	500	1,000	
ミーティ ング室	当 た	500	1,000	
シャワー	り	100	100	
指導員室		500	1,000	
広告物の 表示	1 日	2,000	4,000	
		0円	0円	
野球場	区分	市内	市外	
	平日1時間 当たり	1,500	3,000	
	0円	0円		
	土日祝日1 時間当たり	2,250	4,500	
	0円	0円		
	スコア ボード 試 合	1	2,000円	
	ナイト 一照明	1 /	1時間当たり 5,000円	
	2			

「共用使用」とは、利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を、「幼児」とは、未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水ロススポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額 (円)
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画(宿泊無し)		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
ロッジ	和室・ホール	宿泊利用	大人1泊1人当たり	1,500
			小人1泊1人当たり	1,000
		時間利用	和室(1室につき)・ホールそれぞれ1時間当	200

	点灯		
	全点灯	1時間当たり	
			10,000円
本部室	1	500	1,000
	回	円	0円
審判室	当	500	1,000
	た	円	0円
来賓室	り	500	1,000
		円	0円
控室1		500	1,000
		円	0円
控室2		500	1,000
		円	0円
会議室		500	1,000
1		円	0円
会議室		500	1,000
2		円	0円
記録放送室		500	1,000
		円	0円
シャワ		1,000	2,000
一室1		0円	0円

			たり	
--	--	--	----	--

備考

- 1 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 2 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 3 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂(シャワー)の使用料を含む。
- 4 「大人」とは、高校生以上を、「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額(円)
自然館展示室	個人	大人1人	200
		小人1人	100
	団体	大人1人	150
		小人1人	70

備考

- 1 1の表備考4は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名	区分	1時間あたり金額(円)
甲賀市鹿深 夢の森	夢の庭	午前9時から午後6時まで 1,000

	シャワ	1,00	2,00
	一室2	0円	0円
多目的グラウンド	区分	市内	市外
	平日1	1,50	3,00
	時間当	0円	0円
	たり		
	1	1,00	2,00
	／	0円	0円
	2		
	面使用		
土日祝	1	2,25	4,50
日1時	面	0円	0円
間当た	使用		
り			
	1	1,50	3,00
／		0円	0円
2			
面使用			

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名		区分	1時間1面当たり金額 (円)	
			市内	市外
ハードコート	甲賀市ひのきが丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	＝	700	
人工芝コート	甲賀市甲賀中央公園	＝	600	1,200
	照明設備	＝	300	
クレイコート	甲賀市甲賀中央公園	＝	300	600
	甲賀市柏木公園	＝	150	300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分	1時間当たり金額 (円)		
			市内	市外	
野球場	甲賀市ひのきが丘公園野球場	平日	1面	900	1,800
		土日祝日	1面	1,000	2,000
	甲賀市甲賀	＝	1面	800	1,600

	ナイター照明	1時間当たり 1面につき 4,000円		
テニスコート	平日	1時間 当たり 1面 につき	600円	
		土日祝日	1時間 当たり 1面 につき	800円
	ナイター照明	1時間 当たり 1面 につき	700円	
キャンプ場	1人1日	100円		
ロッジ	宿泊料	大人	1泊1人当たり 1,500円	・ただし、寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。 ・宿泊料には、冷暖房、風呂(シャワー)使用料を含む。
		小人	1泊1人当たり 1,000円	
施設	和室一室	1時間当たり2	・宿泊者の使用につい	

	中央公園野球場				
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設備	甲賀市ひのきが丘公園野球場	二	1面	700	
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	二	全点灯	2,400	
			1/2点灯	1,800	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名	区分	1時間あたり金額(円)			
		市内	市外		
グラウンド	甲賀市甲賀中央公園多目的グラウンド	二	1面	350	700
			1/2面	200	400
			2面		
甲賀市信楽運動公園多目的広場	平日	1面	1,300	2,600	
	土日祝日	1面	1,800	3,600	

	使用料		00円	ては、宿泊料を含む。	
		ホール	1時間あたり200円		
プール	入場料	大人	1人 300円	・幼児の入場については、保護者同伴とし、保護者1人につき幼児2人までの入場とする。	
		小人	1人 150円		
		幼児	無料		
甲賀市みなくち子どもの森	自然館展示室	入館料	個人 大人1人	200円	・団体とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
			個人 小人1人	100円	
			個人 人		
		団体	大人1人	150円	
			小人1人	70円	
甲賀市	テニスコート	昼間使用料	1時間あたり1面につき 平日 600円		

	<u>2</u> 甲賀市信楽運動公園屋根付多目的広場				
	甲賀市柏木公園多目的グラウンド	二	1面	500	1,000
照明設備	甲賀市信楽運動公園多目的広場 <u>2</u>	二	1面		1,800
	甲賀市信楽運動公園屋根付多目的広場	二	1面		500

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名	区分	1時間当たり金額(円)		
		市内	市外	
アリーナ	甲賀市甲賀中央公園体育館	1面	450	900
		1/2面	300	600
照明設備	甲賀市甲賀中央公園体育館	1面		600
		1/2面		300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

野洲川河川公園			1時間当たり 1面につき 800円 土・日・祝日	
	甲賀市野洲川児童公園			
甲賀市野洲川児童公園	グラウンドゴルフ場	1ラウンド	1人につき 200円	
甲賀市ひのき	野球場	平日	1時間当たり	600円
		土日祝日	1時間当たり	800円
		ナイター照明	1時間当たり	700円

9 会議室

施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市甲	集会所	300	600
賀中央公 園	レストハウス	300	600
	共同福祉センター研修室	300	600
	共同福祉センター大会議室	450	900
	共同福祉センター和室	200	400
甲賀市鹿	甲賀匠の里作業室	300	600
深夢の森	甲賀匠の里和室	250	500
	甲賀匠の里茶室	200	400

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額 (円)	
	市内	市外
甲賀市野洲川児童公園	200	400

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

が 丘 公 園	テニスコート	平日	1時間当たり 1面に つき	600 円
		土日祝 日	1時間当たり 1面に つき	800 円
		ナイタ ー照明	1時間当たり 1面に つき	700 円

備考

- 1 市内とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内にその本拠を置く団体が利用する場合に適用し、市外とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 貸切使用とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、共用使用とは、利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。
- 3 児童・生徒とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 4 この表の単位金額の欄が時間当たりの金額となっている施設の使用時間が1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算をする。なお、準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

- 5 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 6 付帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 7 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 8 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は、この表の単位金額の欄に定める額の5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。

施設の種類	施設の名称	単位金額			備考
		午前	午後	夜間	
		午前9時から	午後1時から	午後6時から	
		午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	
甲	集会所	800	1,000	1,600	
賀		円	円	円	

市	体育館	1,000	1,200	2,000
甲		0円	00円	0円
賀	野球場	2,000	3,000	—
中		0円	00円	
央	クレイテニスコート	1時間1面当たり		3
公		00円		
園	全天候テニスコート	1時間1面当たり		4
		00円		
	夜間照明	1時間1面当たり		3
		00円		
	多目的グラウンド	1,000	1,200	—
		0円	00円	
	レストハウス	800	1,000	1,600
		円	00円	0円
共同	研修室	800	1,000	1,600
福祉		円	00円	0円
セン	大会議室	1,000	1,200	1,800
ター		0円	00円	0円
	和室	400	600	800
		円	円	円
甲	甲賀 作業室	800	1,000	1,600
賀	匠の	円	00円	0円
市	里 和室	500	700	1,200

鹿 深 夢 の 森		円	円	0円		
	茶室	500	700	1,200		
		円	円	0円		
	夢の庭	2,000	3,000	—		
		0円	00円			
施設の名称		単位金額			備考	
甲 賀 市 信 楽 運 動 公 園	多目的広場1（野 球場）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	2,400円	
			1/2照明	1時間あたり	1,800円	
	多目的広場2（グ ラウンド）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	1,800円	
		屋根付多目的広場	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

	0円	は、500円を 加算する。
ターゲットバード	1人当たり 400円	
ゴルフコース		

注 超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

議案第105号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 土山中学校長寿命化改良（1期）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 573,430,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地
大宝柊木株式会社
代表取締役社長 山口和弘

入札結果表

工事の名称等	令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良（1期）工事	
工事場所	甲賀市土山町北土山 地内	
入札者	入札金額	摘要
大宝柗木株式会社	521,300,000円	落札
株式会社フジサワ建設	528,800,000円	
京都建物仕正株式会社	529,950,000円	
三陽建設株式会社	531,000,000円	
株式会社三東工業社	582,000,000円	

- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地
大宝柗木株式会社
代表取締役社長 山口和弘
- 2 予定価格 600,490,000円
- 3 入札書比較価格 545,900,000円
- 4 契約金額 573,430,000円（入札金額に10%を加算）
- 5 入札日 令和4年10月24日
- 6 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から
令和6年1月16日まで

議案第105号参考資料

令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良（1期）工事 概要

- 1 工事番号 令和4年度 第79号
- 2 工事名 土山中学校長寿命化改良（1期）工事
- 3 工事場所 甲賀市土山町北土山 地内
- 4 工事内容 校舎長寿命化改良工事（RC造3階建 3,176㎡）
建物全体の改修工事
エレベーター設置工事
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から
令和6年1月16日まで
- 6 契約の方法 一般競争入札

令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良(1期)工事

【工期(予定)】

本契約成立の日から5日以内 ~ 令和6年1月16日

【契約の相手方】

大宝柊木株式会社 代表取締役社長 山口 和弘

【契約金額】

573,430,000円(税込)

【工事概要】

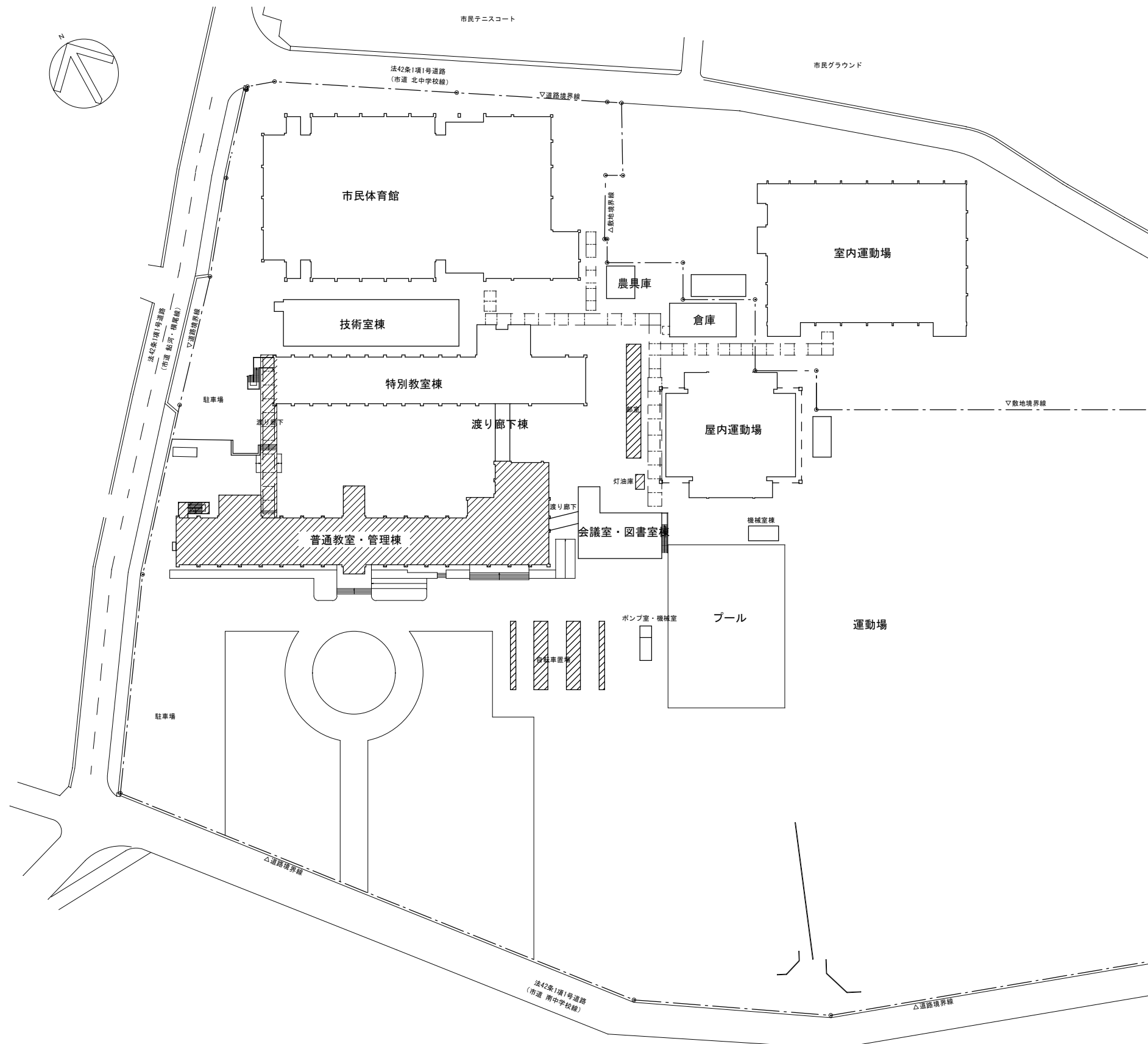
校舎長寿命化改良工事(RC造3階建 3,176㎡)
 建物全体の改修工事
 エレベーター設置工事
 上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

【主な工事対象教室等】

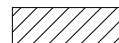
普通教室・管理棟
 1F: 昇降口、校長室、職員室、事務室、応接室
 保健室、放送室、配膳室、用務員室
 2F: 美術室、普通教室
 3F: 普通教室
 エレベーター室

その他付属棟

部室、自転車置き場、灯油庫、渡り廊下



凡例

 — 今回工事対象棟を示す。

議案第65号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する報告書の策定について

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を別紙により策定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項第5号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

(案)

令和4年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和3年度実施事業対象)

令和4年11月

甲賀市教育委員会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～8
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	9
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	9～10
3. 点検・評価の対象となる事業	10
4. 点検・評価の視点	10～11
5. 評価基準	11
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和3年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和4年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和4年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
学校教育課	① 学校不対応支援事業	B	B	B
	② 確かな学力向上事業（小学校・中学校）	B	B	B
	③ ICT教育環境整備事業（小学校・中学校）	B	B	B
社会教育スポーツ課	④ 甲賀創建文化振興事業団運営補助事業	B	C	C
	⑤ 信楽温水プール運営事業	B	B	B
歴史文化財課	⑥ 埋蔵文化財発掘調査事業	B	C	C

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	学校不応支援事業				
担当部課★	学校教育課	所属コード	130101200		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243	E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		
		18	学校教育・青少年		
	施策	1	予算科目	コード	名称
				会計	01 一般会計
				款	10 教育費
				項	01 教育総務費
目	03 教育振興費				
大事業	03 教育支援事業				
中事業	01 学校不応支援事業				
小事業	01 学校不応支援事業				
法令等根拠					
個別計画等	第2次甲賀市地域福祉計画				
開始年度★	平成 16 年度	終了年度	令和 6 年度		
他部署との関連					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 市内小中学校児童生徒（不登校傾向や不応傾向等で不安や悩みをもつ子ども）
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか ○スクールソーシャルワーカー・・・学校不応児童への家庭環境等への働きかけ ・関係機関等へのつなぎ、連携 ・保護者や教員等に対する支援、相談 等 ○訪問相談員・・・不登校又はその傾向がある生徒・保護者への働きかけ ・家庭訪問による状況把握 等 ○不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託・・・従来から実施している不登校対策事業の検証と今後市がとるべき有効な支援策について探る。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか ・学校不応児童生徒やその保護者に対する福祉の視点からの支援 ・関係機関へのつなぎ、連携 ・校内体制の構築と教員への助言
事業概要★	SSWの配置：3名 配置校：伴谷小、水口小、伴谷東小、甲南第一小、希望ヶ丘小 不登校傾向や不応傾向等で不安や悩みをもつ子どもたちが、学校での学習、生活、対人関係等が少しでもスムーズに送れるよう支援するために小・中学校に対して、スクールソーシャルワーカー（SSW）と訪問相談員を派遣し、児童の環境調整や相談活動を行い、児童の学校適応力の向上を図る。
	訪問相談員の配置：2名 配置校：水口中、甲南中 中学校における不登校や不登校傾向の生徒や保護者への対応を、学級担任など学校関係者と連携して行っている。
	不登校児童生徒支援策調査研究事業：鳴門教育大学への委託事業 R2に引き続き、児童生徒の実態や教職員へのアセスメント調査の実施。 調査研究モデル校として小学校2校、中学校2校への大学教授や関係者による授業参観、教職員への指導講話の実施。 昨年度の実施からの児童生徒の変容や効果の検証を行い、報告書を元に教職員の共通理解による全校・全職員体制の実践につなげて活用していく。

教育振興基本計画	コード	名称
	B	学校教育・青少年の健全育成
	(2)	教育環境の充実
教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
教育施策（中区分）	⑥	スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実

担当課評価	評価欄	不登校や不応によりケアを必要とする児童生徒に対し、SSW・訪問相談員ともに学校と連携を取り合い、適切に対応することができた。また、SSWについては毎月の連絡協議会で資質向上・情報共有を行い、業務に生かすことができた。 また、不登校児童生徒支援策調査研究事業業務委託においては、調査研究モデル校を中心に「効果のある組織的な取り組み」の研究を深め、各校の不登校対策や学年経営、学級経営に概ね反映することができた。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	SSW（スクールソーシャルワーカー）・訪問相談員の拡充配置により、学校教職員では対応に困難を感じるケースへの専門性を発揮したり、保護者対応などに対して適切なケアが講じられたりしている。不登校に至る多様かつ複雑化する背景に対して、適切なアセスメントやケース会議等が行われるための専門性の向上に向けて、研修の充実をさらに図ることが重要である。また、不登校児童生徒支援策調査研究事業についても、本市の状況を的確に把握し今後の「組織的取り組み」を具現化させていく実効性のある施策であったことから、今後はこれまでの調査や研究を生かした各校での取り組みが求められるところである。

		令和3年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	8,316,000	8,116,196
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	1,000,000	
	一般財源	7,316,000	8,116,196

教育委員会点検・評価（1次評価）		
	評価	コメント
事業の評価	必要性	概ね適切 不登校および集団不応児童生徒数は増加傾向にあり、また、家庭環境要因等福祉機関との連携が必要な対応も増加していることから、今後も必要な事業である。
	有効性	概ね適切 学校と保護者・児童生徒との関わりにおいて、対応困難な状況は年々増加している。ワーカーや相談員は、そのパイプ役となり児童生徒の支援を行うことができている、その取り組みには不登校対応として大きな有効性がある。
	効率性	概ね適切 校内ケース会議や、保護者面談、家庭訪問や個別支援において、ワーカーや相談員が聞き取りとアセスメントを適切に行い、学校をサポートする立場で適切に対応できている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	不登校、学校不応の児童数は増加傾向にある中、専門性を持つSSWやSC、訪問相談員の配置による支援体制を確立させ、適切な支援を進めているため、ケアを受けられていない生徒がないという点は評価できる。また福祉の視点からの支援も行っておられるので、引き続きより一層努めていただきたい。鳴門教育大学の研究実績を市全体への取組に活かし、不登校児童の前兆を早期に把握し、関係機関との連携を密に行い、さらなる減少に努めていただきたい。

成果指標	目標値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒をゼロにする。
	実績値	不登校や不応によるケアを受けられない児童生徒はいない。

項目	判断	コメント
事業規模	拡充	不登校傾向や不登校児童生徒の対応依頼が増えてきていることから、ワーカーを市内活用できるよう体制づくりが必要である。また、対象となる児童生徒への適切な対応、家庭との連携の強化などがさらに求められるため、教員の資質をより一層向上させるための研修等の充実を図ることが必要である。
手法改善	維持	学校でのケース会議等において不登校状況を丁寧にアセスメントし、そのことを共有しながら、定期的・継続的に対応を行っていく。また、月1回の連絡協議会を、SSW3人に県SSW1人を加えて計4人で行い、資質向上・情報共有につなげる。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

具体的な改善策、今後の展望等	市SSWの資質向上と市内活用を目指し、SVの配置をめざす。
----------------	-------------------------------

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制、整備を充実し、不登校等の兆しが見えた時には、学校不応とならないよう早期に対応してまいります。 効果的な支援のために、市SSW連絡協議会等において情報共有や不応事案のケースワークを行い、SSWや学級担任、担当教員の資質向上を今後も図ってまいります。また、家庭での一人一台タブレット端末の有効利用により、不登校、学校不応児童生徒の学習保障を図ります。 また、鳴門教育大学の調査研究から得られた成果を校長会や教頭会、研修会等を通じて全小中学校へ周知し、各校での対策や取り組みに生かしてまいります。	

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	確かな学力向上事業（小学校）				
担当部課★	学校教育課	所属コード	130101200		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243	E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	コード	名称			
	分野	18	学校教育・青少年		
			会計	01	一般会計
			款	10	教育費
	施策	1	学校教育の充実		
			項	02	小学校費
目			03	教育振興費	
予算科目	大事業	01	小学校教育振興事業		
		中事業	04	確かな学力向上事業	
		小事業	01	確かな学力向上事業（小学校）	
法令等根拠					
個別計画等	国プロ⇒重点（地方再生）確かな学力の向上事業 「こうか授業術5箇条」				
開始年度★	平成 28 年度	終了年度	令和 6 年度		
他部署との関連					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 小学校児童 小学校教職員
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 授業改善に関わること・・・「こうか授業術5箇条」の推進、指導主事による学校訪問、学力向上推進委員会の開催 学習課題を持つ児童への支援に関わること・・・通常学級における支援員、特別支援学級支援員、日本語指導加配の配置 児童の学ぶ意欲向上に関わること・・・全国学力学習状況調査結果まとめを保護者あてに報告し、家庭学習の取り組みに繋げる。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか ・きめこまやかな支援により、児童の学習に取り組む意欲が高まる。 ・教職員の教材研究も含めた「子どもと向き合う時間」が増加する。 ・自学自習の習慣が身につく、基礎基本の確かな定着と主体的・対話的な深い学びにつながる授業により思考・判断・表現力が育つ。 ・「全国学力学習状況調査」正答率、授業改善に関わる質問紙調査結果が上昇する。 ・グローバル人材の育成につながる。
事業概要★	児童一人ひとりが主体的・協働的に学ぶ学習形態を取り入れた授業改善や確認テスト等を通して、児童の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着・思考・判断・表現力など確かな学力の向上を図る。 ①授業改善「こうか授業術5箇条」の更なる推進。 ②指導主事学校訪問による各学校への指導助言の機会の拡充。 ③学力育成指導員の巡回指導 5名（若手教員の指導、課題を持つ児童の支援、放課後学習教室開催に向けた地域コーディネート） ④支援員（通常学級における特別支援 70名、特支学級 28名）計 98名、養護教諭 1名、小一すこやか 19名、日本語指導加配 9名の配置 ⑤家庭学習・自主学習習慣作り点検活動強化のための教材・教材 48名（国庫1/3県費1/3補助対象） ⑥校内での学力向上推進体制を強化するための、推進委員会の開催 ⑦全小学校高学年に、英語教員免許を持つ教員による英語指導を行う。…英語専科 パートタイム講師 4名 ⑧教科担任制の導入（貴生川小）（7科目 1名、パートタイム 4名）計 5名

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実
教育施策（中区分）	①	児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成	

担当課評価	評価欄	B	「こうか授業術5箇条」を柱とした授業改善に継続的に取り組むことで、「自分の考えが伝わるよう工夫して発表」の肯定的回答が目標値を越えたと考え。これ以外の3つの項目のうち、「課題の解決に向け自分で考え自分から取り組む」「自己肯定感」は目標値に近い値であり、継続した取組がここに結びついていると考える。

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	成果指標4項目に対して1項目が目標値を超えたことへの評価の一方、残り3項目の具体的な取り組みが重要となる。国の方針を受けての小学校専科事業に関連した市独自の教員配置や、年々支援を必要とする児童へのきめ細かな学習支援、生活指導に対する支援員配置は学校現場の円滑かつ効果的な教育活動に大きな一助となっていることに加え、教職員の働き方改革に対しても成果が見られている。また、ICT教育指導員配置は、GIGAスクール構想への円滑な体制整備や、活用リテラシーに対する教育現場への適切な指導助言が実施できている。多言語化する外国籍児童に対する母語支援及び日本語指導に対してより適切な教育環境の整備が求められるところである。

		令和3年度（単位：円）	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	96,740,000	88,640,519
	県費支出金	3,799,000	3,760,600
	地方債		
	その他特定財源	26,500,000	26,500,000
	一般財源	66,441,000	58,379,919

教育委員会点検・評価（1次評価）			
事業の評価	評価	コメント	
	必要性	概ね適切	児童の学びに向かう力の向上と、基礎基本の定着、確かな学力の向上に等向け、専科教員、支援員等の配置は必要である。
	有効性	概ね適切	市内小学校1校（貴生川小学校）に小学校専科教員を配置したが、学力向上を図るとともに教員の働き方改革の一助となった。支援員の配置により、支援を必要とする児童へのきめ細かな指導ができるなど、有効性が高い。
効率性	概ね適切	専科教員や支援員等の配置により、児童一人ひとりの学習状況について多面的にとらえることができ、また、学級担任等が、児童一人ひとりについて向き合う時間が増えたことにより、より確かな指導につなげることができた。	
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	学習支援員の配置は学校現場の効果的な一助となっているため評価でき、また教科担任制の導入による成果も認められる。しかし、担任と児童の状況を共有することや教科主任とともに授業研究を深めるなど丁寧な連携を進め、教科担任制のメリットをより一層生かしていくことが必要である。学力の最低レベルを上げるとともに、トップを伸ばす施策も必要である。また、若手教員の授業力向上は、児童の学力向上には不可欠であるため、若手教員の育成に特化した指導員の配置が望まれる。個々の事業を評価するにあたり、現行の成果指標では判断が難しいところがあるため、今後の目標値を改めて検討いただきたい。

行動計画★	計画	学力向上関連各種事業を実施することにより、児童の学ぶ力を高め、確かな学力の育成を図る。
	実績	学ぶ力向上学校訪問や学力育成指導員による巡回訪問等の実施。きめ細やかな指導・支援体制の整備。

成果指標	目標値	全国学力学習状況調査の生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査項目の「課題の解決に向け自分で考え自分から取り組む」75%以上 「自分の考えが伝わるよう工夫して発表」60%以上 「家庭学習を1時間以上」80%以上 「自己肯定感」80%以上
	実績値	項目の内、「自分の考えが伝わるよう工夫して発表」の項目で目標値を越えることができた。

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	教科担任制導入による小学校専科教員、外国人児童生徒の増加等に伴う支援員等の拡充が必要である。
	手法改善	維持	引き続き、専門性のある専科教員や支援員の確保が必要である。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
<p>国の小学校教科担任制の導入に伴い、県による加配教員の配置に加え、市独自による小学校専科教員の配置を充実させていくとともに、複数の教員が児童に関わるというメリットを生かすため、情報共有を行う時間を定期的に確保するよう働きかけます。また、教員一人あたりの授業時間数が減少することから、教員の教材研究の充実を図ることにより、指導力向上を図ってまいります。</p> <p>加えて、一人ひとりの学力を適切に把握し、ICTの効果的な活用を充実させながら、個々の学力をさらに向上させる授業の工夫を行ってまいります。</p> <p>また、日本語指導が必要な児童に対する指導については、日本語教育アドバイザーによる教員への研修を行っています。今後、日本語教育コーディネーターの配置を行うなどとして、外国人児童に対する日本語教育の充実を図る施策も検討してまいります。</p> <p>現行の成果指標については、県の取組の重点等を加味しながら検討を行います。</p>	

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	確かな学力向上事業（中学校）					
担当部課★	学校教育課	所属コード	130101200			
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2243	E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp			
総合計画	分野	コード	名称			
		18	学校教育・青少年			
	施策	1	1	名称		
				18	学校教育・青少年	
				1	学校教育の充実	
				1	学校教育の充実	
法令等根拠						
個別計画等	国プロ⇒重点（地方再生）確かな学力の向上事業 「こうか授業術5箇条」					
開始年度★	平成 28 年度	終了年度	令和 6 年度			
他部署との関連						

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 中学校生徒 中学校教職員
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 授業改善に関わること・・・「こうか授業術5箇条」の推進、指導主事による学校訪問、学力向上推進委員会の開催 教職員の資質向上に関わること・・・近隣にて開催される研修会への参加 学習課題を持つ生徒への支援に関わること・・・通常学級における支援員、特別支援学級支援員、日本語指導加配の配置 生徒の学ぶ意欲向上に関わること・・・全国学力学習状況調査結果まとめを保護者あてに報告し、家庭学習の取り組みに繋げる。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか ・きめこまやかな支援により、生徒の学習に取り組む意欲が高まる。 ・教材研究も含めた教員の「子ども向き合う時間」が増加する。 ・家庭学習、自学自習習慣確立により、基礎基本の確かな定着と主体的・対話的な深い学びにつながる授業により思考・判断・表現力が育つ。 ・「全国学力学習状況調査」正答率、授業改善に関わる質問紙調査結果が上昇する。
事業概要★	生徒一人ひとりが主体的・協働的に学ぶ学習形態を取り入れた授業改善や家庭学習・自主学習の推進等を通して、生徒の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着・思考・判断・表現力など確かな学力の向上を図る。 ①授業改善「こうか授業術5箇条」の更なる推進 ②指導主事による各学校への巡回指導の拡充 ③支援員（通常学級における特別支援 21名、特支学級 15名）計 36名、日本語指導加配 2名、部活動指導員 4名の配置 ④家庭学習・自主学習習慣作りのため、課題点検活動を強化するためのスクールサポートスタッフ13名の配置（国庫1/3、県費1/3補助対象） ⑤ICT教員指導員（ICT教育推進のための教員指導力向上のため）1名 教科指導（フルタイム 6名、パートタイム 36名）計 42名

教育振興基本計画	コード	名称	
	B	学校教育・青少年の健全育成	
	(1)	学校教育の充実	
教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成	
教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実	
教育施策（中区分）	①	児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成	

担当課評価	評価欄	B	「こうか授業術5箇条」を柱とした授業改善に継続的に取り組むことで、「課題の解決に向け自分で考え自分から取り組む」の肯定的回答が目標値を越えたと考える。これ以外の3つの項目のうち、「自己肯定感」は目標値にやや近い値であり、継続した取組がここに結びついていると考える。

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	成果指標4項目に対して1項目が目標値を超えたことへの評価の一方、残り3項目の具体的な取り組みが重要となる。年々支援を必要とする生徒へのきめ細かな学習支援、生活指導に対する支援員配置は学校現場の円滑かつ効果的な教育活動に大きな一助となっている。また、ICT教育指導員配置は、GIGAスクール構想への円滑な体制整備や、活用リテラシーに対する教育現場への適切な指導助言が実施できている。今後、多言語化する外国籍児童に対する母語支援及び日本語指導に対してより適切な教育環境の整備が求められるところである。

		令和3年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		100,573,000	86,528,725
財源内訳	国庫支出金	1,698,000	1,698,000
	県費支出金	1,816,000	1,597,000
	地方債		
	その他特定財源	17,000,000	17,000,000
		80,059,000	66,233,725

教育委員会点検・評価（1次評価）			
	評価	コメント	
事業の評価	必要性	概ね適切	生徒の学ぶ意欲の向上と、基礎基本の定着、確かな学力の向上、専門的な部活動指導等に向け、支援員や部活動指導員等の配置は必要である。
	有効性	概ね適切	個々の学ぶ意欲の高揚やより確かな学びの充実を図るため、支援員等の配置は有効性が高い。スクールサポートスタッフの配置により、教員の働き方改革の一助となった。
	効率性	概ね適切	支援員等の配置により、生徒一人ひとりの学習状況について多面的にとらえることができ、また、学級担任等が、生徒一人ひとりについて向き合う時間が増えたことにより、より確かな指導につなげることができた。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	支援を必要とする生徒へのきめ細かな学習支援のための人員配置は、確かな学力向上のために成果を上げており、評価できる。しかし、家庭学習の時間を確保できていない現状はその要因を明確にし、行政と学校、家庭が一体となって早急に対応すべき課題である。学力の最低レベルを上げるとともに、トップを伸ばそうとする施策も必要であり、そのためには教員の担当教科の専門性を高めるため、部活動の地域移行や指導員の人材確保の課題解決が求められる。個々の事業を評価するにあたり、現行の成果指標では判断が難しいところがあるため、今後の目標値を改めて検討いただきたい。

行動計画★	計画	学力向上関連各種事業を実施することにより、生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成を図る。
	実績	学ぶ力向上学校訪問や学力育成指導員による巡回訪問等の実施。きめ細やかな指導・支援体制の整備。

成果指標	目標値	全国学力学習状況調査の生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査項目の「課題の解決に向け自分で考え自分から取り組む」75%以上 「自分の考えが伝わるよう工夫して発表」60%以上 「家庭学習を1時間以上」80%以上 「自己肯定感」80%以上
	実績値	項目の内、「課題の解決に向け自分で考え自分から取り組む」の項目で目標値を越えることができた。

具体的な改善策、今後の展望等	部活動指導員や支援員等の人材確保については課題はあるが、学校の規模や生徒の状況、課題に即した教員の配置を行っていききたい。また今後さらに、学級担任等との連絡を密にとり、個別指導に活かしたり、保護者との連携を深めるなどして個々の学力向上を図っていききたい。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
事業の方向性	事業規模	拡充	学習面において支援を必要とする生徒や学校不適応生徒に対する学習支援や、外国人児童生徒の増加等に伴う支援員等の拡充が必要である。
	手法改善	維持	引き続き、専門性のある加配教員や支援員の確保が必要である。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
生徒の家庭学習の時間の確保を図っていくため、家庭との連携、家庭への啓発をさらに行ってまいります。加えて、1人1台タブレットの活用を促進し、生徒が主体的にドリル学習を繰り返してまいります。また、一人ひとりの学力を適切に把握し、ICTを効果的に活用しながら、個々の学力をさらに向上させる指導法の工夫と授業改革を行ってまいります。また、日本語指導が必要な生徒に対する指導については、日本語教育アドバイザーによる教員への研修を行っていますが、今後のためのアドバイザー日本語教育コーディネーターの配置を行うなどして、外国人生徒に対する日本語教育の充実を図る施策も検討してまいります。現行の成果指標については、県の取組の重点等を加味しながら検討を行ってまいります。	

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	ICT教育環境整備事業（小学校）				
担当部課★	学校教育課	所属コード	30101200		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2244	E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		
		18	学校教育・青少年		
	施策	55	予算科目	コード	名称
				01	一般会計
				10	教育費
				02	小学校費
02	教育振興費				
01	小学校教育振興事業				
05	ICT教育環境整備事業				
01	ICT教育環境整備事業（小学校）				
法令等根拠					
個別計画等					
開始年度★	平成 28 年度	終了年度	令和 6 年度		
他部署との関連					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 小学校
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 小学校のICT環境の充実…学校ネットワークの保守、ICT機器の管理・更新（電子黒板、指導者用・学習者用コンピュータ端末）、ICT支援員の配置、インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 現在のこうか授業術「5箇条」を掲げ、市内全学校において課題解決型授業への転換を図っている。ICT機器を効果的に活用することにより、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、より効果的に問題を解決する資質・能力を育むことができる。
事業概要★	①学校のICT環境の充実 授業を担当する教師一人一台となるよう指導者用コンピュータの購入（190台）
	②学校でのICT機器の効果的な利用促進 児童や先生がICT機器をスムーズに使えるようサポートとしてICT支援員を各校へ月2回配置
	③持ち帰り学習への対応 インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出

教育振興基本計画	コード	名称
	3	学校教育
	1	「生きる力」を育む学校教育の推進
②	学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援	

担当課評価	評価欄	指導者用コンピュータを購入し、ICT支援員を計画通り配置できた。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	ハード面（指導者用PC、ルーター貸出など）の整備に加え、ICT支援員の巡回配置は、ICT教育環境の整備に対して円滑な施策推進につながっている。今後、専門性の高い技術指導ができる人材の継続配置に加え、整ってきている環境整備を最大限活用していく教職員の研修体制や情報モラルに対する子どもたちへの計画的な指導計画などのソフト面での環境整備も、ハード面に加えて同時に進めていく必要がある。

令和3年度（単位：円）				
	予算額	決算額	繰越予算額	繰越決算額
財源内訳	201,089,000	170,685,467	25,121,000	25,120,137
国庫支出金	9,058,000	5,798,000		
県費支出金				
地方債				
その他特定財源	49,937,000	47,803,000		
一般財源	142,094,000	117,084,467	25,121,000	25,120,137

教育委員会点検・評価（1次評価）		
	評価	コメント
必要性	概ね適切	「情報活用能力」の更なる育成、発揮にはICT環境の整備が必要不可欠である。
有効性	概ね適切	子ども達の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図ることができる。
効率性	やや不適切	課題として、現在各学校に設置しているオンプレミスのサーバーにて運用しているが、年度更新等による設定変更を一括で行うことができない。今後、管理の一元化、一括で設定変更を行える環境を整備する必要がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	ハード面の環境整備が計画通り実施できたことは、評価できる。これから児童がICT機器を活用した学習が行えるようソフト面の対応や活用していく教職員の研修体制、さらにICT支援員の適正な配置は不可欠である。システム導入後については、有効的な活用ができるように、調査や振り返りを行い、今後の活用方法に活かしていただきたい。

行動計画★	計画	指導者用コンピュータ購入、ICT支援員配置
	実績	指導者用コンピュータ購入(190台)、ICT支援員配置(全21校) 統合型校務支援システムを本格運用開始した。

成果指標	目標値	指導者用コンピュータ購入、ICT支援員配置(全21校)
	実績値	目標値どおり

具体的な改善策、今後の展望等	学校のICT化を進めながら、セキュリティ対策と機器使用の利便性を向上させるため、「クラウドバイデフォルト」「ゼロトラスト」による運用環境構築を進めていく必要がある。その過程で情報系端末と教育系端末のハード2台持ちを解消し、コスト削減に努める。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
事業の方向性	事業規模	拡充	文部科学省の推奨している教育現場に適した「フルクラウド」「ゼロトラスト」の環境を構築するために更なる整備が必要である。
	手法改善	抜本的改善	ICT教育環境整備の充実については、現状職員で対応しており、内容は多岐にわたり高度で専門的な知識が必要となることから、外部人材の登用や業務委託により改善が必要である。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
	学校間や個々の教員によるICTの活用状況を平準化するために、主として活用する授業支援ソフトやドリルソフトを指定し、定期的な推進リーダー会を通じて、操作方法や活用事例の紹介や各校の情報交換を行うとともに、推進リーダーの役割について協議し、各校で推進リーダーを中心としたOJTの活発化を図るとともに、こうか授業術「5箇条」においてICT活用を明確に位置付けるなどし、さらに授業改善を図る働きかけを行います。また、ICT支援員との情報交換会を通じて各校での支援の状況を把握し、学校におけるICT支援員の有効活用を推進していきます。さらに、定期的なアンケートを通じて活用推進を図っていきます。

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	ICT教育環境整備事業（中学校）				
担当部課★	学校教育課	所属コード	30101200		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2244	E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		
		18	学校教育・青少年		
	施策	55	予算科目	コード	名称
				会計	01 一般会計
				款	10 教育費
				項	03 中学校費
				目	02 教育振興費
大事業	01 中学校教育振興事業				
中事業	05 ICT教育環境整備事業				
小事業	01 ICT教育環境整備事業（中学校）				
法令等根拠					
個別計画等					
開始年度★	平成 28 年度	終了年度	令和 6 年度		
他部署との関連					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 中学校
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 中学校のICT環境の充実…学校ネットワークの保守、ICT機器の管理・更新（電子黒板、指導者用・学習者用コンピュータ端末）、ICT支援員の配置、インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 現在のこうか授業術「5箇条」を掲げ、市内全学校において課題解決型授業への転換を図っている。ICT機器を効果的に活用することにより、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、より効果的に問題を解決する資質・能力を育むことができる。
事業概要★	①学校のICT環境の充実 授業を担当する教師一人一台となるよう指導者用コンピュータの購入（124台） 協働学習での議論の時や、学校間交流、国際交流事業等さまざまな学習での活用の為、大型提示装置の購入（8台）
	②学校でのICT機器の効果的な利用促進 児童や先生がICT機器をスムーズに使えるようサポートとしてICT支援員を各校月2回配置
	③持ち帰り学習への対応 インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出

教育振興基本計画	コード	名称
	教育分野	3 学校教育
	教育施策の柱（大区分）	1 「生きる力」を育む学校教育の推進
教育施策（中区分）	②	学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援

担当課評価	評価欄	指導者用コンピュータ及び大型提示装置を購入し、ICT支援員設置を計画通り配置できた。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	ハード面（指導者用PC、大型提示装置、ルーター貸出など）の整備に加え、ICT支援員の巡回配置は、ICT教育環境の整備に対して円滑な施策推進につながっている。今後、専門性の高い技術指導ができる人材の継続配置に加え、整ってきている環境整備を最大限活用していく教職員の研修体制や情報モラルに対する子どもたちへの計画的な指導計画などのソフト面での環境整備も、ハード面に加えて同時に進めていく必要がある。

令和3年度（単位：円）					
		予算額	決算額	繰越予算額	繰越決算額
		59,905,000	48,374,122	16,394,000	16,393,863
財源内訳	国庫支出金	4,506,000	2,372,000		
	県費支出金				
	地方債				
	その他特定財源	18,736,000	18,395,000		
一般財源		36,663,000	27,607,122	16,394,000	16,393,863

教育委員会点検・評価（1次評価）		
事業の評価	評価	コメント
必要性	概ね適切	「情報活用能力」の更なる育成、発揮にはICT環境の整備が必要不可欠である。
有効性	概ね適切	子ども達の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図ることができる。
効率性	やや不適切	課題として、現在各学校に設置しているオンプレミスのサーバーにて運用しているが、年度更新等による設定変更を一括で行うことができない。今後、管理の一元化、一括で設定変更を行える環境を整備する必要がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	ハード面の環境整備が計画通り実施できたことは、評価できる。これから生徒がICT機器を活用した学習が行えるようソフト面の対応や活用していく教職員の研修体制、さらにICT支援員の適正な配置は不可欠である。システム導入後については、有効的な活用ができるように、調査や振り返りを行い、今後の活用方法に活かしていただきたい。

行動計画★	計画	指導者用コンピュータ購入、大型提示装置購入、ICT支援員配置
	実績	指導者用コンピュータ購入(124台)、大型提示装置購入(8台) ICT支援員配置(全6校)

成果指標	目標値	指導者用コンピュータ購入、大型提示装置購入、ICT支援員配置(全6校)
	実績値	目標値どおり

具体的な改善策、今後の展望等	学校のICT化を進めながら、セキュリティ対策と機器使用の利便性を向上させるため、「クラウドバイデフォルト」「ゼロトラスト」による運用環境構築を進めていく必要がある。その過程で情報系端末と教育系端末のハード2台持ちを解消し、コスト削減に努める。
----------------	---

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	文部科学省の推奨している教育現場に適した「フルクラウド」「ゼロトラスト」の環境を構築するために更なる整備が必要である。
	手法改善	抜本的改善	ICT教育環境整備の充実については、現状職員で対応しており、内容は多岐にわたり高度で専門的な知識が必要となることから、外部人材の登用や業務委託により改善が必要である。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	個々の教員の活用頻度に差が生じないように、主として活用する授業支援ソフトやドリルソフトを指定し、定期的な推進リーダー会を通じて、操作方法や活用事例の紹介や各校の情報交換を行うとともに、推進リーダーの役割について協議し、各校で推進リーダーを中心としたOJTの活発化を図るとともに、こうか授業術「5箇条」においてICT活用を明確に位置付けるなどし、さらに授業改善を図る働きかけを行います。また、ICT支援員との情報交換会を通じて各校での支援の状況を把握し、学校におけるICT支援員の有効活用を推進していきます。さらに、定期的なアンケートを通じて活用推進を図っていきます。
---	---

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	甲賀創健文化振興事業団運営補助事業					
担当部課★	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード	30104500		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2249		E-mail	koka30104500@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称			
		7	生涯学習・文化・スポーツ			
	施策	3	スポーツの振興	予算科目	コード	名称
				会計	01	一般会計
				款	10	教育費
				項	06	保健体育費
				目	01	保健体育総務費
大事業	03	社会体育施設管理経費				
中事業	02	社会体育施設運営事業				
小事業	01	甲賀創健文化振興事業団運営補助事業				
法令等根拠						
個別計画等						
開始年度★	平成 29 年度	終了年度	令和 6 年度			
他部署との関連						

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） (公財)甲賀創健文化振興事業団
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 文化芸術及びスポーツの振興を目的とした市が出資又は出損する公益社団法人の円滑な運営の確保及び事業の活性化を図るため、その運営及び事業に対して補助金を交付する。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 公益財団法人の円滑な運営の確保及び事業の活性化により、経費の節減や効率的な管理運営、広域的な事業展開、利用者の利便性の向上が図れる。
事業概要★	<p>○運営補助 9,960,000円 甲賀地域における公共施設管理運営事業や文化芸術・スポーツ振興事業を担う財団の運営経費（法人会計）を補助するもの。</p> <p>○運営補助〔経営支援〕 15,438,258円 新型コロナの影響で生じる業務収入の減収分（公益事業会計）のうち、その減収分の補填を市の出資金から充てた場合における当該補填金に相当する額を補助するもの。</p>

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ
	教育施策の柱（大区分）	(3)	スポーツの振興
教育施策（中区分）	①	だれもが器楽にスポーツに親しめる環境づくり	

担当課評価	評価欄	年間に多くの教室を自主事業として開催され、市内の文化・スポーツ振興に貢献されてきた。令和3年度においても教室開催に努められたが、コロナ禍の影響で参加者の減が顕著であった。このため、収入減による運営難が続いたことから、やむなく基本財産を取り崩して対応された。令和4年5月には市の経営支援補助により当初の額まで戻されている。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
C	コロナ禍の中での減収ということであるが、決算期での補填という形で経営支援の補助金を別途支出する対応となっている。成果指標である教室開催数や総参加数などは目標値を超える実績であるが、もう一つの指標である正味財産増減計算書の当期経常増減額の実績がマイナスとなっており、目標値の設定について見直しが必要である。公益目的事業として実施されている自主事業について減収となっていることから、経営改善に対する抜本的な取り組みについて、市の関わりを強化する必要がある。

令和3年度			
		予算額	決算額
		29,060,000	25,398,258
財源内訳	国庫支出金	0	0
	県費支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他特定財源	0	0
	一般財源	29,060,000	25,398,258

教育委員会点検・評価（1次評価）		
事業の評価	評価	コメント
	必要性	概ね適切 補助対象団体は、甲賀地域の文化振興、スポーツ振興を担ってこれ、地域に根差した活動を継続されている。指定管理者として、各種事業にも積極的に取り組まれており、地域になくてはならない団体である。
	有効性	概ね適切 コロナの影響により財政状況が悪化したが、3月補正予算による補助を行ったことで出資金を戻すことができた。
効率性	やや不適切 経費削減に努められているが、コロナの影響を受け事業への参加者が大きく減ったことで、収支のバランスが取れない状況となったため、出資金を取り崩して対応された。	
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
C	コロナ禍で減収があるものの、教室開催や総参加数は目標値をクリアし、事業団としての運営努力はあったと考えられるが、基本財産を取り崩し、同額を市が補填しているため、経営状況の改善がないか精査し指導するべきである。旧町の財団や協会がそのまま運営しているため、その部分を見直し、広域運営や統合などを検討すべきである。また、事業団に勤務されているスポーツ指導者の方々をより一層活かすことができるような事業展開を期待したい。

行動計画★	計画	財団の運営にかかる経費を適正に補助する。
	実績	R3年度決算の当期経常増減額 △15,264,271円（自主事業の開催、指定管理等管理業務の受託）

成果指標	目標値	自主事業開催実績 教室開催数 200以上 総参加者数 8000人以上（B&G指定管理事業を除く） 前年度決算の当期経常増減額をプラス以上にする。
	実績値	自主事業開催実績（B&G指定管理事業を除く） 教室開催数 234教室 総参加者数 12,700人 当期経常増減額 △15,264,271円

具体的な改善策、今後の展望等	自主事業の収益減が、運営難に直結している。運営状況がよりよくなるよう、改修工事によりきれいになった施設のPRをはじめ、利用者回復に努めていただけるよう、引き続き財団と協議を行っていく。
----------------	--

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	コロナの影響が続くことが懸念されるほか、指定管理施設の1つがフルであるため、物価高による影響を大きく受ける可能性が高い。経営状況を注視しながら、必要な支援を行っていく。
	手法改善	抜本的改善	指定管理施設を活用した事業を展開されているが、甲賀地域を中心とした経営に限界がある。関係団体との経営統合を進めることで、運営基盤の強化を図りたい。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
経営状況について、定期的に詳細を確認するとともに、他の関係団体との再編も視野に入れながら、より広域的、効率的に運営できるよう具体的な検討を行ってまいります。また、当該財団では積極的に事業展開を図っていただいているが、指導員のスキルアップを含め、さらなる工夫改善が図れるよう支援していきます。また、団体再編後における新たな施設を利用した事業のあり方についても検討を進めてまいります。	

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	信楽温水プール運営事業					
担当部課★	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード	30104500		
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2249		E-mail	koka30104500@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称			
		7	生涯学習・文化・スポーツ			
	施策	3	スポーツの振興	会計	01	一般会計
				款	10	教育費
				項	06	保健体育費
				目	01	保健体育総務費
				大事業	04	スポーツ振興事業
中事業	03	学校体育施設開放事業				
小事業	02	信楽温水プール運営事業				
法令等根拠	甲賀市立学校施設開放条例					
個別計画等						
開始年度★	平成 29 年度	終了年度	令和 6 年度			
他部署との関連						

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 甲賀市在住・在勤・在学者
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか プール、トレーニングルームの一般開放 水泳教室の開催
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 市民の運動機会の提供 スポーツサークルの促進、仲間づくり 信楽地域の学校における施設共有
事業概要★	○学校開放制度を利用した中学校プールでの運動機会の提供
	○教室を通じての仲間づくりの促進
	○スポーツ施設の利用増加に向けたPR
	○業務委託による行政業務の軽減

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ
	教育施策の柱（大区分）	(3)	スポーツの振興
教育施策（中区分）	①	だれもが器楽にスポーツに親しめる環境づくり	

担当課評価	評価欄	8～9月にコロナ禍による臨時休業を余儀なくされたため、前年度比でプール利用者数が9割程度となったが、教室は7教室×3期を開催できた。施設利用によるクラスターの発生などはなく、安全に利用いただくことができた点も評価できる。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	緊急事態宣言により、休業した期間以外は、計画した取り組みができた。成果指標として、前年比較による教室参加者、一般利用者の増を目標としており、教室では前年度を上回る利用があったが、一般利用については前年を下回る結果となり、前年度比で9割程度の利用となった。前年対比の目標値は具体性にかけるので、具体的な目標値を設定することが必要である。学校のプールとしての役割と、事業開放の両面で、さらなる活用が望まれる。

令和3年度			
		予算額	決算額
		11,867,000	9,654,959
財源内訳	国庫支出金	0	0
	県費支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他特定財源	2,142,000	911,000
	一般財源	9,725,000	8,743,959

教育委員会点検・評価（1次評価）		
	評価	コメント
事業の評価	必要性	概ね適切 信楽地域で親しまれている施設であり、例年営業についてのお問い合わせをいただいている。当該年度はコロナの影響で夏季に臨時休館や水泳教室の一部中止を余儀なくされたが、必要とされている事業である。
	有効性	概ね適切 子どもを対象とした水泳教室は好評で、多くの申し込みをいただいている。習慣的に利用いただいている成人の方もおられることから、健康づくりに有効であると考えている。
	効率性	やや不適切 信楽地域でも高齢化や少子化が進んでいるうえ、夏季にコロナの影響を受けたことで施設の利用者は少なかった。コロナ対策を十分にしながら、より利用の促進を図る必要がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍の影響による利用者の減少はやむを得ない部分はあるが、事業の企画や広報活動の工夫など利用者を増やすための施策を考えていただきたい。学校プールとして活用することや利用者が信楽地区に偏らないように工夫することなど費用対効果の側面からもプール自体の今後のあり方を検討する時期に来ている。

成果指標	目標値	教室参加者数・一般利用者数の前年度比較 前年度 教室参加者数 723名 一般利用者数 プール958名、トレーニングルーム304名
	実績値	教室参加者数 756人 一般利用者数 プール822人、トレーニングルーム229人 前年度比 Δ9%

項目	判断	コメント
事業規模	維持	コロナの影響が続いている状況であり、例年通りの運営を行いながら利用促進を図っていく。
手法改善	維持	管理運営、監視、受付など業者委託により運営しており、連携不足による苦情などもない状況にある。現場には職員が不在であることから実情の把握に努め、改善が必要な事項を洗い出していく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

具体的な改善策、今後の展望等	教室のメニュー改善などを委託に盛り込み積極的に増収を目指す。また、引き続き、小学校や障がい者施設による利用など有効な使途の拡充を図る。
----------------	---

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	現在、運動教室の開催など健康福祉部局と連携している事業もあることから、地域のニーズなどの情報をしっかりと把握しながら、プールやトレーニングルームを活用した新たな教室の取り組みについて検討を進めるとともに、市域での広報の強化を図ることで、利用者の増加につなげるよう努めてまいります。
--	--

令和4年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和3年度実施事業）

事業名★	埋蔵文化財発掘調査事業					
担当部課★	教育委員会事務局 歴史文化財課	所属コード	30109000			
連絡先（ダイヤル）	0748-86-8026		E-mail	koka30109000@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称			
		6	歴史・文化財・景観			
	施策	1	1	文化財等の調査と保護		
				会計	01	一般会計
				款	10	教育費
				項	05	社会教育費
				目	04	文化財保護費
大事業	04	文化財保護調査普及事業				
中事業	02	市内遺跡緊急発掘調査事業				
小事業	02	埋蔵文化財発掘調査事業				
法令等根拠	文化財保護法・甲賀市文化財保護条例					
個別計画等						
開始年度★	平成 29 年度	終了年度	令和 6 年度			
他部署との関連	都市計画課					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 遺跡
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 開発事業に対する遺跡の有無を確認する試掘調査の実施。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 市内の文化財に対する適切な保護
事業概要★	継続的事業 開発に伴う事前試掘調査 出土品の保存処理 臨時的事業 《令和3～6年度》 史跡紫香楽宮跡（宮町地区）発掘調査報告書の刊行 全3冊 令和4・5・6年に刊行 報告書刊行にかかる整理調査
	本事業は、開発指導に必要なものであり、事業の縮減は、ダイレクトに市の発展を阻害する。 開発で義務を負う遺跡の確認を全額開発者が負担することになり、他市町村とのバランスを著しく欠くことになる。

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	D	歴史・文化財
	教育施策の柱（大区分）	(1)	文化財調査と保護
教育施策（中区分）	①	文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承	

担当課評価	評価欄	試掘調査および分布調査：面積が目標値を上回る 出土木簡保存処理：計画通りに実施 紫香楽宮跡発掘調査報告書 刊行できず 作業体制の大幅な見直しを実施 史跡紫香楽宮跡調査整備委員会で議論 根幹部分の合意形成を図った
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
C	試掘調査や分布調査など、開発にかかる緊急調査については予定以上の面積について、処理期限の半分の期間で処理できた。 また、出土品の保存処理についても、予定どおり業務委託により完了することができた。 紫香楽宮跡発掘調査報告書は、国との事前協議や、報告書の修正作業に時間を要し、年度内の刊行に至らなかったが、作業における人員体制を強化し、分業による手順の見直しなどを行い、作業の効率化が図れた。 早期に修正作業を完了し、できるだけ早い時期に国との協議再開に臨みたい。

令和3年度			
	予算額	決算額	
	8,847,000	7,277,531	
財源内訳	国庫支出金	3,923,000	3,545,000
	県費支出金	804,000	573,000
	地方債		
	その他特定財源	2,000,000	1,000,000
	一般財源	2,120,000	2,159,531

教育委員会点検・評価（1次評価）		
事業の評価	評価	コメント
	必要性	適切 試掘調査：開発事業との調整を図る上で法的にも必要不可欠 保存処理：脆弱な木質遺物を保存する上で必要不可欠 紫香楽宮報告書：史跡整備の基礎資料となるため必要不可欠
	有効性	適切 試掘調査：埋蔵文化財の保存と開発事業との調整に有効 保存処理：木質遺物を適切に保存し、将来へ引き継ぐ有効な手段 今後の展示等の活用にも有効 紫香楽宮報告書：整備の基礎資料であり、史跡の本質的価値を示す資料として有効 作成しないと整備に着手できない
効率性	適切 試掘調査：開発事業に対して効率性を重視して随時対応 保存処理：適切な手法を選択して業者委託 効率的に実施 紫香楽宮報告書：効率アップのために作成体制を刷新したため、これまでに比べて著しくスピードアップ	
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
C	開発に伴う試掘調査や出土品の保存処理については効率的に実施され、適切な対応がされていたと評価できる。若い世代への学習機会の提供、甲賀文化の発展的継承へのさらなる貢献が期待される。 紫香楽宮跡発掘調査報告書の作成は、目標年度内に出来なかったため、早急な対応による完成を望む。

成果指標	目標値	試掘調査の対応率 100%（依頼に対して）
	実績値	試掘調査の対応率 100% 出土木簡保存処理点数 19点

項目	判断	コメント
事業規模	拡充	試掘調査：通常の試掘調査に加え、令和4～5年度に信楽焼窯跡の緊急調査を実施予定 保存処理：従来通り、予算に合わせて実施予定 紫香楽宮跡報告書：会計年度任用職員を増員し、作業効率をアップ 調査整備委員会の指導を受けながら、計画的に進める
手法改善	軽微な改善	試掘調査：従来通りの手法に加え、必要に応じて業務を委託 保存処理：従来通り、委託によって実施 紫香楽宮報告書：担当者の交替と作成体制の刷新により、効率性の改善を図る
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

具体的な改善策、今後の展望等	民間開発の試掘調査：継続的に実施 紫香楽宮跡発掘調査報告書：主担当および作成体制を刷新 令和6年度までに3冊を刊行 木製品保存処理：予算に応じて計画的に実施 出土木製品すべての保存処理の完了を目指す
----------------	---

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
懸案事項である紫香楽宮跡発掘調査報告書の作成については、体制の刷新をすでに行ったことから、今年度は進捗状況が改善しております。現状では令和4年度中に原稿が完成する見込みであり、令和5年度の早い段階で印刷、刊行する予定であり、整備の実施に向けた国との協議を令和4年10月に行い、了承を得ました。 また、報告書の第2分冊、第3分冊についても現在の作成体制を維持して、早期の完成を目指します。 開発に伴う試掘や出土品の保存処理は今後も適切に行い、埋蔵文化財を活用した若い世代への学習機会を創出するとともに、地域の歴史の理解を深めるきっかけとなるよう取り組みます。	

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	分野	任期
委員長	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
副委員長	北川 昌美	学校教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	林 善彦	社会教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	西出 八津子	教育行政経験者	令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	熊谷 尚子	社会教育経験者	令和4年6月1日～令和6年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日時	内容
令和4年6月15日(水) 16時00分～17時00分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和4年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について
令和4年7月14日(木) 9時00分～11時45分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検及び評価の対象事業の選定について

令和4年8月24日（水） 9時00分～10時50分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (社会教育スポーツ課、歴史文化財課)
令和4年8月29日（月） 13時30分～16時00分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (学校教育課)
令和4年9月29日（木） 9時00分～11時40分	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和4年10月14日（金）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

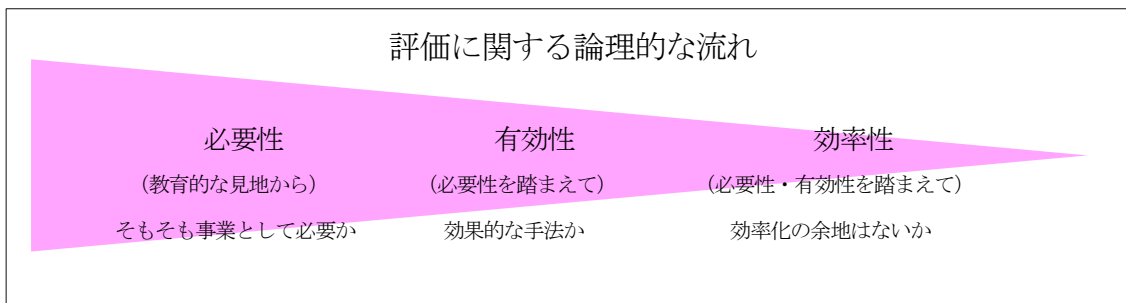
- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により8事業（事業内容により2事業を合わせて評価）を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を

判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」（令和元年度からの5年間を計画期間とする）に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に活かして市民の皆様によりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議する こと。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適当と認める者	人以 内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	12 人以 内	2年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6人 以内	3年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人 以内	3年

評価委員会	<p>る者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>(5) 福祉関係者</p> <p>(6) その他市長が適当と認める者</p>		
-------	--	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで